

資料 1 7

消防庁関係資料

平成 31 年 4 月

消防庁

消防庁関係資料目次

・ 平成31年度消防庁予算の概要	1
・ 女性活躍・ハラスメント等への取組	9
・ G20、ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等への対応	10
・ 消防水利の整備促進	11
・ 消防の広域化及び連絡・協力の推進	12
・ 外国人・障害者等からの119番通報等への対応	14
・ 緊急防災・減債事業債について	18
・ 救急体制の確保	19
・ 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化	23
・ 消防防災ヘリコプターの安全性の向上と航空消防防災体制の強化	25
・ 「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」を踏まえた消防団の充実強化	32
・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進	36
・ 災害情報伝達手段の多重化・多様化	37
・ 国民保護訓練について	38
・ 外国への消防車両の寄贈について	40

平成31年度 消防庁予算の概要

H31当初

一般会計予算額 167.6億円

復興特別会計予算額 26.7億円 (対前年度比9.4億円、54.0%増)

H30補正

予算額

45.1億円(一般会計)

対前年度比16.6億円、1.6倍増

<主な事業>

H31当初

H30補正

①緊急消防援助隊の強化

- ・緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円
- ・救命ボート等の整備 (累)2.2億円 (30)累1.8億円
- ・全地形対応車Ⅱ型の整備 (累)1.4億円 (30)累0.7億円
- ・津波・大規模風水害対策車の整備 (累)5.6億円 (30)累4.2億円
- ・重機及び重機搬送車の整備 (累)6.8億円 (30)累6.1億円
- ・拠点機能形成車の整備 1.3億円

69.5億円 14.2億円

②様々な災害に対応するための常備消防力等の強化

- ・消防防災施設整備費補助金 13.5億円
- ・市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進 0.2億円
- ・#7119の全国展開をはじめとする救急需要対策の更なる充実強化 0.2億円
- ・ヘリコプター動態管理システムの更新等 (30)累0.6億円

15.3億円 5.6億円

③消防団の充実強化

④G20及び2020年東京オリンピック・パラリンピック等に向けた安心・安全対策の推進

- ・G20大阪サミット開催に向けた消防・救急体制の構築 9.5億円
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2019年ラグビーW杯に向けた消防・救急体制の構築 2.6億円

23.4億円 25.3億円

<消防団関連予算> 48.6億円

H31当初

23.4億円

(対前年度比16.5億円、3.4倍増)

H30補正

25.3億円

(対前年度比13.7億円、2.2倍増)

(2)消防団を中心とした地域防災力の充実強化 4.7億円

- ・消防団加入促進広報の実施 0.7億円
- ・企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.2億円
- ・自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業 0.5億円
- ・災害伝承10年プロジェクト 0.3億円



【主な補助対象資機材】

(緊) : 3ヵ年緊急対策による事業

(30) : H30補正予算

(1)消防団の装備・訓練の充実強化 43.9億円

- ・情報収集活動用資機材等 (オフロードバイク、ドローン、小型動力ポンプ) の整備 2.3億円
- ・救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車無償貸付 (累)8.9億円 (30)累17.9億円
- ・消防団救助用資機材補助金 (累)7.4億円 (30)累7.4億円

～国民の生命・生活を守る～ 消防防災行政の推進（一般会計）

H31当初
167.6億円

H30補正
45.1億円

(1)大規模災害に備えた緊急消防援助隊等の充実強化

- ・緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円
- ・救命ボート等の整備【新規】 (累)2.2億円 (30)累1.8億円
- ・全地形対応車Ⅱ型の整備 (累)1.4億円 (30)累0.7億円
- ・津波・大規模風水害対策車の整備 (累)5.6億円 (30)累4.2億円
- ・重機及び重機搬送車の整備 (累)6.8億円 (30)累6.1億円
- ・拠点機能形成車の整備 1.3億円

69.5億円

14.2億円

(2)様々な災害に対応するための常備消防力等の強化

○常備消防力の充実強化

- ・消防防災施設整備費補助金 13.5億円
- ・消防の広域化及び連携・協力の推進 0.2億円
- ・ヘリコプター動態管理システムの更新等【新規】 (30)累0.6億円
- ・消防防災ヘリコプターの安全性向上策・充実強化策の調査・検討【新規】 0.4億円

○地方公共団体等の災害対応の能力の強化

- ・受援計画策定の研修会実施や市町村長等を対象とした災害対応訓練の実施等 0.6億円
- ・自治体の非常用通信の確保【新規】 (30)累4.0億円

○救急体制の確保

- ・#7119の全国展開をはじめとする救急需要対策の更なる充実強化 0.2億円

(3)地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

23.4億円

25.3億円

○消防団の装備・訓練の充実強化

- ・情報収集活動用資機材等 (オフロードバイク、ドローン、小型動力ポンプ) の整備 2.3億円
- ・救助用資機材搭載消防ポンプ自動車無償貸付 (累)8.9億円 (30)累17.9億円
- ・消防団救助用資機材補助金【新規】 (累)7.4億円 (30)累7.4億円

○消防団を中心とした地域防災力の充実強化

- ・消防団加入促進広報の実施 0.7億円
- ・企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進事業 1.2億円
- ・自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業 0.5億円
- ・災害伝承10年プロジェクト 0.3億円

(4)火災予防対策の推進

2.0億円

○火災予防対策の推進

- ・木造密集地域における飲食店等の防火安全対策の検討 0.1億円
- ・民泊施設や超大規模・複雑化した防火対象物に係る立入検査等の業務の効率化のための調査・検討等 0.2億円

○危険物施設等の安全対策の推進

- ・危険物施設の長期使用を踏まえた安全対策のための検討 0.5億円
- ・過疎地域等の燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のための検討【新規】 0.1億円

(5)消防防災分野における女性の活躍促進

2.2億円

○女性消防吏員の更なる活躍推進

- ・女性をターゲットとした広報の実施や女性活躍推進アドバイザーの派遣等 0.4億円

○消防団への女性・若者等の加入促進

- ・企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進事業(再掲) 1.2億円
- ・女性消防団員等の活躍加速支援事業(シンポジウム開催や学習・啓発教材配布等) 0.4億円
- ・女性消防団員活性化大会(活動報告、意見交換会等) 0.2億円

H31当初
167.6億円

H30補正
45.1億円

(6) 防災情報の伝達体制の強化

11.2億円

- ・通信等の技術に関する専門的な知見を有するアドバイザーの地方公共団体への派遣等 0.2億円
- ・平成30年7月豪雨を受けた防災情報伝達手段の整備促進のための優良事例分析・横展開等【新規】 0.1億円
- ・複数機からの同時映像伝送を可能とするためのヘリサットシステムの改修 0.1億円

(7) G20大阪サミット及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた 安心・安全対策の推進

13.4億円

- ・G20大阪サミット開催に向けた消防・救急体制の整備に係る応援隊経費・訓練経費等【新規】 9.5億円
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2019年ラグビーW杯に向けた消防・救急体制の整備に係る応援隊経費・訓練経費等 2.6億円

(8) 消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用

4.8億円

- ・消防用機器等に係る日本規格の海外展開の推進(日本の規格・認証制度の普及) 0.2億円
- ・国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進(官民一体のセールスの実施) 0.1億円
- ・ドローン等を活用した画像分析等による災害(土砂災害等)時の消防活動能力向上に係る研究開発 0.5億円

○平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等の大規模災害を踏まえた消防防災体制の強化(再掲)

- ・緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円
- ・津波・大規模風水害対策車の整備 (累)5.6億円 (30)累4.2億円
- ・救命ボート等の整備【新規】 (累)2.2億円 (30)累1.8億円
- ・重機及び重機搬送車の整備 (累)6.8億円 (30)累6.1億円
- ・自治体の非常用通信の確保【新規】 (30)累4.0億円
- ・消防団救助用資機材補助金【新規】 (累)7.4億円 (30)累7.4億円
- ・拠点機能形成車の整備 1.3億円

被災地における消防防災体制の充実強化(復興特別会計)

26.7億円

- ・消防防災施設災害復旧費補助金(消防庁舎・消防団詰所等) 18.4億円
- ・消防防災設備災害復旧費補助金(防災行政無線・消防団車両等) 4.1億円
- ・原子力災害避難指示区域消防活動費交付金(消防活動用資機材、応援出動経費等) 4.0億円

一般会計



(1) 大規模災害に備えた緊急消防援助隊等の充実強化

- ・大規模かつ迅速な部隊投入を可能とする体制を充実させるため、車両・資機材等を整備

○緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円(30年度 49.0億円)

- ・大規模風水害・土砂災害や、南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、緊急消防援助隊の機動力や後方支援体制等を強化

○津波・大規模風水害対策車の整備 (累)5.6億円 (30)累4.2億円



【重機】



【津波・大規模風水害対策車】

○救命ボート等の整備【新規】 (累)2.2億円 (30)累1.8億円

○重機及び重機搬送車の整備 (累)6.8億円 (30)累6.1億円

○全地形対応車Ⅱ型の整備 (累)1.4億円 (30)累0.7億円

○拠点機能形成車の整備 1.3億円

○映像伝送システムの整備 (30)累0.4億円

○ONBC訓練用資機材の整備 (30)累1.1億円



【救命ボート】



【大型エアテント】



【収納】

大型エアテントやトイレ等の長期間の消防応援活動に対応した資機材を搭載



【拠点機能形成車】

- ・緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力を向上させるため、「緊急消防援助隊基本計画」に基づき、緊急消防援助隊の地域ブロック合同訓練を実施

○緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施 0.8億円(30年度 0.8億円)



【緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練】

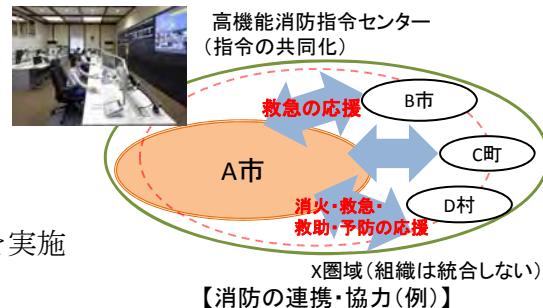
(2) 様々な災害に対応するための常備消防力等の強化

(a) 常備消防力の充実強化

- ・住民生活の安心・安全を確保するための防火水槽などの消防防災施設の整備を促進
 - 消防防災施設整備費補助金 13.5億円(30年度 13.2億円)
- ・消防の広域化や消防業務の一部の連携・協力など、地域の実情に応じた柔軟な対応を推進
 - 市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進 0.2億円(30年度 0.2億円)
- ・「ヘリコプター動態管理システム」の端末の配備、更新、機能向上による大規模災害時における効率的な部隊運用及び航空隊の安全運航体制を強化
 - 大規模災害に対応するための航空消防防災体制に関する緊急対策【新規】⑩繫 0.6億円
- ・消防防災ヘリコプターの安全性向上策・充実強化策の調査・検討等を実施
 - 消防防災航空の運航体制のあり方に関する調査・研究【新規】 0.4億円
- ・災害時の効果的・効率的な情報収集に資するドローンの運用に関するアドバイザーの育成研修等を実施
 - ドローン運用アドバイザー育成研修等【新規】 0.1億円



【耐震性貯水槽】



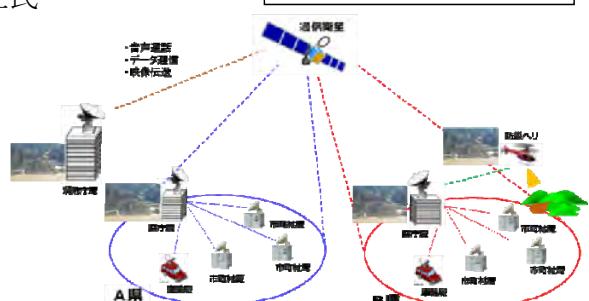
一般会計

(2) 様々な災害に対応するための常備消防力等の強化

(b) 地方公共団体等の災害対応能力の強化

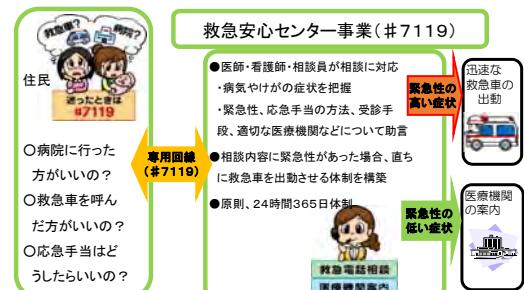
- ・地方公共団体の受援計画等の策定支援や、豪雨災害時における住民の主体的な情報収集や避難行動を促進するための取組を実施
 - 受援計画策定の研修会実施や市町村長等を対象とした災害対応訓練の実施等 0.6億円 (30年度 0.4億円)
- ・近年の災害において、地上の電話網が不通となるケースが増加していることを踏まえ、国と地方公共団体を結ぶ衛星通信ネットワークについて、大雨の中や大規模災害の発生時でも必要な通信を確保できる次世代システムの導入に係るモデル事業を実施
 - 地方公共団体における非常用通信手段の確保【新規】⑩繫 4.0億円

次世代システムの特長
・通信回線容量の増強
・大雨でも通信が途切れにくい
・高画質映像伝送
・インターネット利用が可能 等



(c) 救急体制の確保

- ・救急車の適正利用を促すため、救急安心センター事業 (#7119) の全国展開を推進
 - #7119の全国展開等による救急需要対策の更なる充実強化 0.2億円 (30年度 0.2億円)



(3) 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

(a) 消防団の装備・訓練の充実強化

- ・災害現場の状況を速やかに把握するための資機材
(オフロードバイク、ドローン) や女性や学生でも扱いやすい
小型動力ポンプの無償貸付けを実施するとともに、消防団への
教育訓練を実施



○消防団の装備・訓練の充実強化 2.3億円(30年度 2.4億円)

- ・救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車の配備及び救助用資機材等に
係る補助金の創設により、消防団の装備や訓練を充実強化

○救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車の無償貸付 約8.9億円 ⑩約 17.9億円
○消防団救助用資機材補助金【新規】 約7.4億円 ⑩約 7.4億円

(b) 消防団への加入促進

- ・平成30年7月豪雨において消防団の活動の重要性が再認識されたことを踏まえ、消防団への加
入を促進するため、ポスター、リーフレット及び雑誌・広告等を活用した広報活動を実施
○消防団加入促進広報の実施 0.7億円(30年度 0.6億円)
- ・事業所の従業員や学生の入団を促進するために、新規分団の設立や訓練に要する経費等を支援
○企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.2億円(30年度 1.2億円)



(c) 自主防災組織等の充実強化

- ・自主防災組織等の災害対応能力を強化するため、
自主防災組織や消防団と地域の多様な組織との連携体制の構築を支援
○自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業 0.5億円(30年度 0.5億円)
○災害伝承10年プロジェクト 0.3億円(30年度 0.2億円)

一般会計

(4) 火災予防対策の推進

(a) 火災予防対策の推進

- ・木造密集地域における飲食店等の大型こんろからの出火
を防止するための自動消火装置等の安全対策の検討など、
火災予防の実効性向上及び規制体系の検証・見直しや
消防法令に係る違反是正等を推進
○木造密集地域における飲食店等の防火安全対策の検討
0.1億円(30年度 0.1億円)
○火災予防の実効性向上、違反是正推進による安心・安全の確保
0.2億円(30年度 0.2億円)

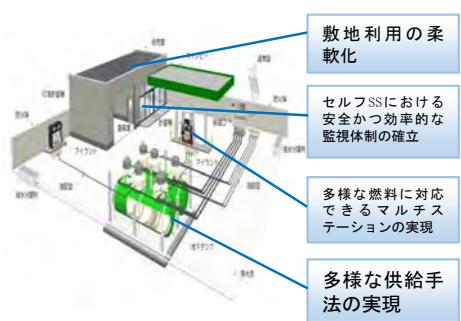


[自動消火装置イメージ図]

[腐食した埋設配管]

(b) 危険物施設等の安全対策の推進

- ・高経年化による腐食・劣化等を原因とする事故件数の増加を踏まえ、
危険物施設の安全対策のあり方について検討
○危険物施設の長期使用を踏まえた安全対策
0.5億円(30年度 0.2億円)
- ・過疎地域などの地域特性を踏まえた新しい燃料供給体制の構築を
見据え、給油取扱所の安全対策のあり方について検討
○過疎地域等の燃料供給インフラの維持に向けた安全対策【新規】 0.1億円
- ・石油タンクの地震被害高精度度予測などの技術を活用することにより、
石油コンビナート等における災害対策の充実強化を推進
○石油コンビナート等における防災・減災対策 1.1億円(30年度 0.8億円)



【過疎地域等の燃料供給インフラの維持に向けた検討例】

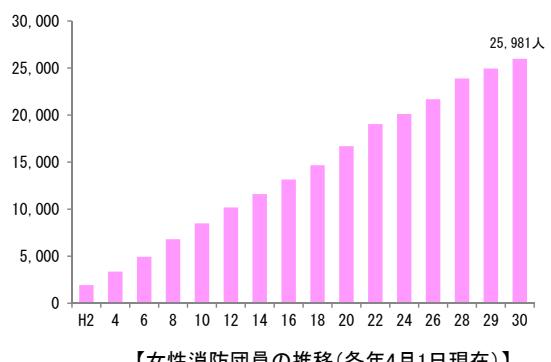
(5) 消防防災分野における女性の活躍促進

(a) 女性消防吏員の更なる活躍推進

- ・消防吏員を目指す女性を増加させるため、女子学生を対象とした職業説明会の開催や各種広報媒体の発行、アドバイザーの派遣を行うとともに、消防本部が行う先進的な取組を支援
 - 女性消防吏員の更なる活躍推進 0.4億円（30年度 0.5億円）



【女性消防吏員の採用ポスター】



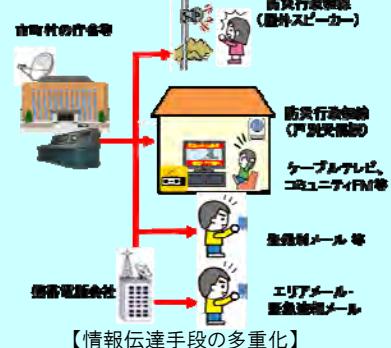
(b) 消防団への女性・若者等の加入促進

- ・女性や若者等の入団を促進するため、女性分団の新設に要する経費等を支援するなど、地方公共団体が地域の企業や大学と連携して消防団員を確保する取組を支援するとともに、全国女性消防団員活性化大会や地域防災力向上シンポジウム等を開催
 - 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業（再掲） 1.2億円（30年度 1.2億円）
 - 女性消防団員等の活躍加速支援事業 0.4億円（30年度 0.4億円）
 - 女性消防団員活性化大会 0.2億円（30年度 0.2億円）

(6) 防災情報の伝達体制の強化

(a) 災害時の情報伝達体制の強化

- ・地方公共団体における戸別受信機等の災害情報伝達手段の整備を促進するため、通信等の技術に関するアドバイザーを派遣するとともに、複数の伝達手段を確保するなど防災情報の効果的な伝達方法等について検討
 - 災害時の情報伝達体制の強化 0.2億円（30年度 0.4億円）
- ・大規模地震、豪雨等の自然災害が多発する状況を踏まえ、地域におけるJアラートの活用の実態を調査しつつ、さらなる有効な活用方策やシステム高度化に係る検討を実施
 - Jアラートの充実強化に係る調査検討【新規】 0.4億円
- ・豪雨災害時における防災情報伝達に関する奏功事例を踏まえて多様な防災情報の伝達手段の整備を促進
 - 平成30年7月豪雨を受けた防災情報伝達手段の整備促進【新規】 0.1億円



(b) 消防防災通信体制の強化

- ・大規模災害に備え、より多くの消防防災ヘリコプターからの映像の同時送受信等を可能とするための機器の改修を実施
 - ヘリサットシステムの高度化 0.1億円（30年度 0.2億円）

(7) G20大阪サミット及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた安心・安全対策の推進

(a) 大規模イベント開催時等の危機管理体制の整備

- ・G20大阪サミット及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における消防・救急体制に万全を期すため、応援体制の構築及びNBC等テロに対応するための資機材等を整備
 - G20大阪サミット開催関係【新規】 9.5億円
 - 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーW杯関係 2.6億円(30年度 0.04億円)



【伊勢志摩サミット消防特別警戒】



【国と地方公共団体の共同訓練】

(b) 国民保護共同訓練の実施等

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模イベント開催を控え、テロへの対処能力の向上のため、国民保護共同訓練を実施するとともに、地方公共団体による避難実施要領の作成を推進
 - 国民保護共同訓練の充実強化 1.1億円(30年度 1.3億円)
 - オリンピック・パラリンピックを見据えた国民保護体制の整備に関する調査検討 【新規】0.2億円

一般会計

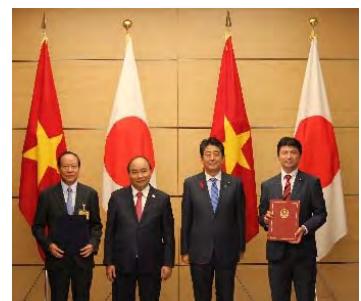
(8) 消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用

(a) 消防用機器等の海外展開の推進

- ・東南アジアを中心とした新興国における日本製品の消防用機器等の導入を促進するため、日本製品の品質の高さを支える日本の規格、認証制度の海外展開を推進
 - 日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化 0.2億円(30年度 0.1億円)
- ・日本の消防防災の技術、制度等に係る高度な知見をアジア諸国に共有する「国際消防防災フォーラム」を開催するとともに、日本の優れた消防用機器等について官民一体となったセールスを実施
 - 国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進 0.1億円(30年度 0.1億円)



【ベトナムにおいて日本の規格認証制度を説明】



【ベトナム公安省との消防分野における協力覚書の締結(平成30年10月8日)】



【フォーラムにおいてマレーシア消防局長へ日本製品を紹介】

(8) 消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用

(b) 科学技術の活用による消防防災力の強化

- ・新たな技術の研究開発に対する支援に加え、製品化に係る取組についても支援することにより、実用化を推進
 - 消防防災科学技術研究推進制度 1.4億円(30年度 1.3億円)
- ・上空からの画像情報分析による救助活動の迅速化や夜間における情報収集の実施など、ドローン等を活用した消防活動能力向上に係る研究開発の実施
 - ドローン等を活用した画像分析等による災害(土砂災害等)時の消防活動能力向上に係る研究開発 0.5億円(30年度 0.1億円)
- ・将来の救急需要の増加に対応するため、救急搬送時間の短縮及び将来の救急需要等の予測に関する研究開発を実施
 - 迅速な救急搬送を目指した救急隊運用最適化の研究開発 0.3億円(30年度 0.2億円)
- ・石油タンクに係る地震被害予測の高精度化に関する研究開発を実施
 - 危険物の事故・災害の抑止に係る研究開発 (石油タンクを対象とした地震津波被害シミュレータ等) 0.6億円(30年度 0.3億円)
- ・老朽化が進行し、腐食による流出事故が相次いで発生している地下タンクの診断技術に係る研究開発を実施
 - 地下タンクの健全性診断に係る研究【新規】 0.5億円
- ・市街地火災に対する効果的な予防と消火活動を行うために、火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発を実施
 - 火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発 0.7億円(30年度 0.4億円)



【火災延焼シミュレーション】

一般会計

○平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等の大規模災害を踏まえた消防防災体制の強化（再掲）

- ・浸水した地域での救助に活用するボートや、ガレキ・ぬかるみ等の悪路や冠水箇所でも走行可能な水陸両用バギー、救助や道路啓開を行うための重機などの緊急消防援助隊の装備を充実させ、大規模な地震や豪雨等に対応した消防防災体制の強化を推進
 - 津波・大規模風水害対策車の整備 緊 5.6億円 ③総 4.2億円
 - 救命ボート等の整備【新規】 緊 2.2億円 ③総 1.8億円
 - 重機及び重機搬送車の整備 緊 6.8億円 ③総 6.1億円
 - 全地形対応車Ⅱ型の整備 緊 1.4億円 ③総 0.7億円
 - 拠点機能形成車の整備 1.3億円
 - 映像伝送システムの整備 ③総 0.4億円
- ・豪雨災害時における防災情報伝達に関する奏功事例を踏まえて多様な防災情報の伝達手段の整備を促進
 - 平成30年7月豪雨を受けた防災情報伝達手段の整備促進【新規】 0.1億円



【ボートによる救助（岡山県倉敷市）】



【バギーによる捜索救助（広島県広島市）】



【重機によるガレキ撤去（広島県広島市）】

○平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等の大規模災害を踏まえた消防防災体制の強化（再掲）

- ・地方公共団体の受援計画等の策定支援や、豪雨災害時における住民の主体的な情報収集や避難行動を促進するための取組を実施

○受援計画策定の研修会実施や市町村長等を対象とした
災害対応訓練の実施等 0.6億円（30年度 0.4億円）

- ・災害時の効果的・効率的な情報収集に資するドローンの運用に関するアドバイザーの育成研修等を実施

○ドローン運用アドバイザー育成研修等【新規】 0.1億円

- ・科学技術を活用することによる、大規模な地震や豪雨等に対応した消防防災体制の強化

○ドローン等を活用した画像分析等による災害（土砂災害等）時の消防活動
能力向上に係る研究開発 0.5億円（30年度 0.1億円）

○危険物の事故・災害の抑止に係る研究開発（石油タンクを対象とした
地震津波被害シミュレータ等） 0.6億円（30年度 0.3億円）

- ・大規模な豪雨災害に対応した危険物施設の安全対策を推進するため、「豪雨対策ガイドライン」を作成

○危険物施設の長期使用を踏まえた安全対策 0.5億円（30年度 0.2億円）



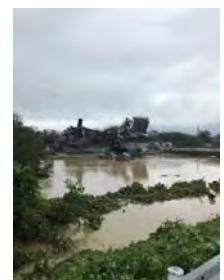
応援の受け渡しづくり



【受援体制の整備】



【ドローンによる情報収集能力の向上】



【岡山県総社市爆発火災】

復興特別会計

被災地における消防防災体制の充実強化

(a) 被災地における消防防災施設の復旧への支援

- ・東日本大震災により被害を受けた消防庁舎や無線施設等の消防防災施設・設備の復旧を支援

○消防防災施設災害復旧費補助金 18.4億円（30年度 14.3億円）
○消防防災設備災害復旧費補助金 4.1億円（30年度 0.7億円）



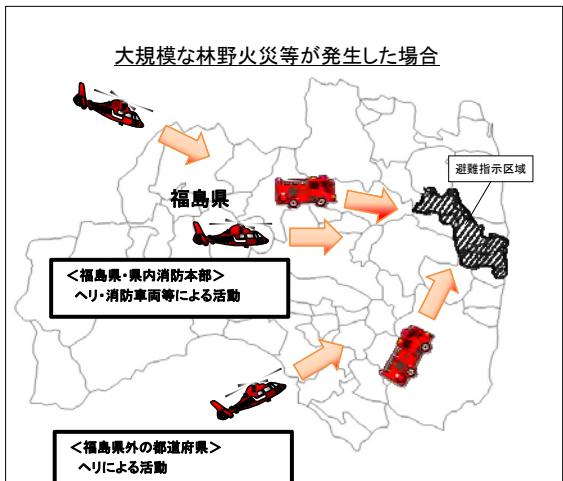
【消防庁舎復旧事業】

〔大船渡地区消防組合大船渡消防署
三陸分署綾里分遣所〕

(b) 被災地における消防活動の支援

- ・避難指示区域における大規模林野火災等の災害に対応するための消防活動等を支援
 - ①避難指示区域の消防活動に伴い必要となる消防車両等の整備等を支援
 - ②福島県内消防本部の消防車両等及び福島県外からのヘリコプターによる消防応援活動に要する経費を支援
 - ③福島県内外の消防本部等の消防応援に係る訓練の実施に要する経費を支援

○原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 4.0億円
(30年度 2.0億円)



女性消防吏員の更なる活躍

- 「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会(平成27年7月)」を踏まえ、全国の消防吏員に占める女性比率を平成38年度当初までに5%に引上げるため、各消防本部で計画を策定するよう促した
- 全国各地での説明会等でこれを周知徹底するとともに、フォローアップ調査を定期的に実施

現状

- 平成30年4月現在の女性消防吏員：**全体の2.7%**
(他職種：警察官9.4%、海上保安官6.6%、自衛官6.5%、一般行政職(地方公務員)28.3%)
- 年間約300名の女性消防吏員を採用(年間約100名が退職)しているが、目標達成へは500名程度が必要
- 全体的に大規模な本部ほど、女性活躍が進んでいる傾向にあるが、小規模でも頑張っているところもある
- 女性消防吏員がいない消防本部数は、毎年大きく減少している
(平成28年：264本部 ⇒ 平成29年：243本部 ⇒ 平成30年：209本部)
- 女性消防吏員の比率目標を設定した計画を策定(策定率：65.8% (平成28年度) が94.1% (平成30年度) へ増加)



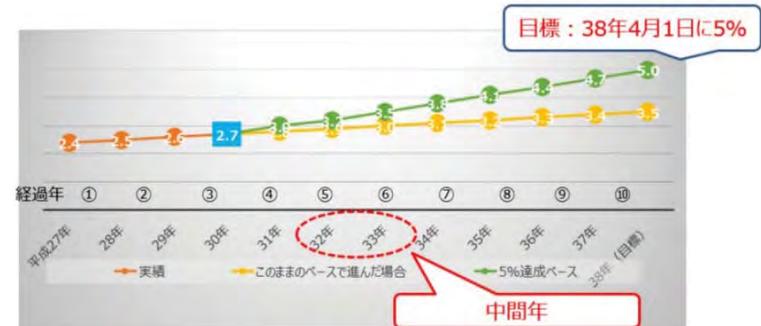
主な課題

- 幹部を含む職員の意識改革
- 採用面での課題（女性応募者ゼロ等）
- ロールモデル育成（中小規模本部では女性管理職が少ない）
- 仕事と家庭との両立支援

今年度の主な取組（予定）

- 女性活躍推進アドバイザーによる講演
- 女性を対象とした説明会の実施、業務紹介パンフレットの作成
- WEBセミナー、ポータルサイトでの採用試験情報掲載
- 女性消防吏員推進支援事業（モデル事業）の実施
- 女性専用施設（浴室、仮眠室等）整備に係る特別交付税措置

〈女性消防吏員割合の推移〉



目標：38年4月1日に5%

消防本部におけるハラスメント等への対応策

- 「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」の提言(平成29年7月)を踏まえ、対応策をとりまとめ
- 全国各地の説明会等でこれを周知徹底するとともに、フォローアップ調査及び取組の促進を定期的に実施

ハラスメント等への対応策（提言の概要）

- トップの意志の明示化
- 内部規程の策定
- ハラスメント等撲滅推進会議の開催
- ハラスメント等通報制度の確立
- ハラスメント相談窓口の設置（相談窓口は、各消防本部に加え、各都道府県、消防庁にも設置）
- 懲戒処分基準の策定
- 懲戒処分の公表基準の策定
- 気付きを促す取組
- 研修等の実施

総務省消防庁の対応

- 対応策を通知し、各消防本部での対応を強く要請
- ハラスメント研修テキストの作成
- 地域ごとに幹部職員向け説明会を実施、取組促進の働きかけ
- 実施状況調査を実施

各消防本部の状況

対応策	実施済み（2019年1月時点）	実施済み（2017年11月時点）
トップの意志の明確化	715 (98.2%)	581 (79.4%)
内部規程の策定	544 (74.7%)	337 (46.0%)
ハラスメント等撲滅推進会議の開催	423 (58.1%)	295 (40.3%)
ハラスメント等通報制度の確立	594 (81.6%)	462 (63.1%)
ハラスメント相談窓口の設置	589 (80.9%)	457 (62.4%)
懲戒処分基準の策定	546 (75.0%)	496 (67.8%)
懲戒処分の公表基準の策定	472 (64.8%)	404 (55.2%)
気付きを促す取組	486 (66.8%)	374 (51.1%)
研修等の実施	483 (66.3%)	454 (62.0%)

各都道府県の状況

対応策	実施済み（2019年1月時点）	実施済み（2017年11月時点）
ハラスメント等相談窓口の設置	23 (48.9%)	4 (8.5%)

今年度も都道府県や各消防本部等の実施状況を調査し取組を促進

消防庁ハラスメント相談窓口

【設置目的】

市町村や消防本部の「ハラスメント等通報窓口」には通報しにくい、通報したが適切に対応してくれなかつたなどの場合に備え、平成29年7月4日に設置

消防・救急課内の専用回線で対応

【対象者】

ハラスメント等を受けたと考える 消防職員、その家族、上司、同僚等

【相談件数】

設置から平成31年3月31日までの相談件数 246件

ハラスメント研修テキスト (職員、管理監督者、相談担当者用)



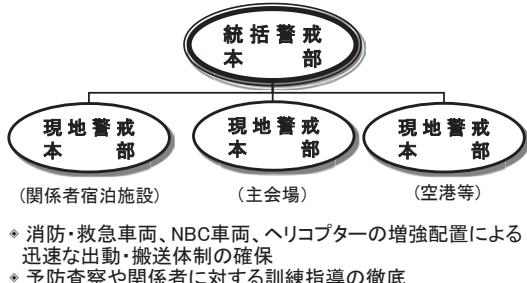
テキストはホームページより閲覧可能

G20大阪サミットにおける消防・救急体制の確保

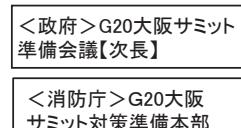
2019年6月に開催されるG20大阪サミットの円滑な運営に万全を期すため、各国の要人等が集まる関係施設における警戒活動をはじめ、予防査察や関係者への訓練指導の実施など、消防・救急の特別警戒体制を確立する。

- 開催期間：2019年6月28日～29日
- 開催地：大阪市（主会場：インテックス大阪）

【消防特別警戒体制（イメージ）】



【消防庁の役割】



G20大阪サミット消防・救急対策委員会（消防庁、全国消防長会、関係都道府県、関係消防本部）

警防部会

予防部会



事前計画及び対策

災害発生の未然防止

- 警戒対象施設及び関係周辺施設（ホテル等）への立入検査
- 警戒対象施設関係者への防火管理指導
- 施設関係者や関係機関と連携した訓練

災害対応力の強化

- 各種計画等の策定（警防・救急・通信等）
- 広域応援体制の確立による消防・救急車両、ヘリコプター増強配置による迅速な出動・搬送体制の確保
- NBC対応車両の増強配備、資機材の増強整備によるテロ対応体制の強化

サミット警戒期間

- 消防特別警戒実施期間は1週間程度（予防査察等は数ヶ月前から実施）
- 警戒対象施設の防災センター等に予防警戒員を配置（24時間常駐）し、予防警戒活動を実施（監視、巡回、防火指導、情報収集等）
- 警戒部隊を現地に配備し迅速な出動態勢を確保

[参考]伊勢志摩サミット時の特別警戒体制【2016年（平成28年）開催】

- 職員数1,014名、消防車両99台、ヘリコプター6機（うち4機は地元待機）



ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた大都市等の安全・安心対策の推進

ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、NBC等テロ災害対応のための体制を整備するとともに、開催都道府県・消防本部、全国消防長会及び消防庁で構成する消防対策協議会を設置し、各競技会場等管轄消防本部等における万全な消防・救急体制の構築を目指す。

また、外国人や障害者等が救急要請等を行う際の対応を推進する。

■ NBC等テロ災害対応のための体制整備・強化

- 大型除染システム搭載車及び化学剤遠隔検知装置を整備
- 国民保護事案における国と地方公共団体の共同訓練の実施
- タニケット導入に向けた消防職員用教育カリキュラム等を策定

【各競技大会日程】

ラグビーW杯：2019.9.20～11.2
オリンピック：2020.7.24～8.9
パラリンピック：2020.8.25.～9.6

■ 消防対策協議会

- 構成員
 - ラグビーワールドカップ2019消防対策協議会
12都道府県、12消防本部、全国消防長会及び消防庁
 - 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会消防対策協議会
10都道県、22消防本部、全国消防長会及び消防庁
- 検討内容
 - 警防計画（各種災害対応計画）の策定
 - 予防計画（査察、訓練指導、期間中の防火安全対策）の策定
 - 応援体制の構築、関係機関との連携・調整

■ 外国人や障害者等への対応

- 通訳センターを介した三者間同時通訳による119番通報の多言語対応推進
- 聴覚・言語障害者を対象とした音声によらない119番通報の導入
- 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の普及促進
- 熱中症予防対策等を記載した「訪日外国人のための救急車利用ガイド」の普及
- 外国人や障害者等が利用する施設における通訳・通訳等の多言語対応等に関する取組の促進

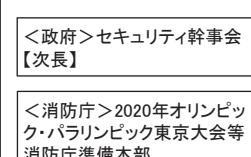
【国民保護共同訓練】



【タニケット】



【消防庁の役割】



ラグビーワールドカップ2019消防対策協議会、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会消防対策協議会

警防部会

予防部会

県内応援

県外応援

消防水利の整備促進強化について

背景

糸魚川市大規模火災検討会による提言「木造密集地域における消防水利の優先整備」
火災防ぎよ計画の作成・見直しにおける消防水利需要の増加
停滞感の見られる消防水利整備率の改善、老朽化に伴う長寿命化対策の必要性

消防力
の強化

財政措置の充実

- 耐震性貯水槽等の新設・更新・長寿命化 -

- ◆ 新規・更新整備の
消防防災施設整備費補助金
⇒ H31年度予算13.5億円
- ◆ 新規整備・耐震化事業の
緊急防災・減災事業債活用促進 (H32年度まで)
- ◆ 新規・更新・長寿命化事業として、
「木造密集地域消防水利重点整備事業」創設による、
防災対策事業債の措置拡大 (H34年度まで)
⇒ 充当率・交付税率を75%・30%から90%・50%
⇒ 火災防ぎよ計画に位置づける木造密集地域を対象

※ 消防力の整備指針に掲げる消防水利整備率
⇒ 20年後に100%へ
(H27年度実態調査 73.5%)

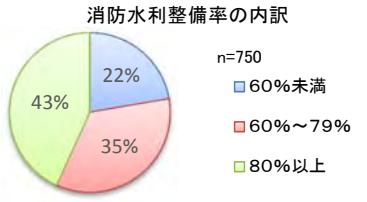


- | | |
|--|------------------------------------|
| | 新規整備数を3倍に加速
(年平均5,000基⇒15,000基) |
| | 防火水槽等の廃止抑制
(年平均1,000基⇒0基) |

消防水利整備率の向上【消防水利重点整備計画(H29.11.24消防・救急課長通知)】

【初期条件】平成27年度消防施設整備計画実態調査結果
(平成28年2月5日消防第17号)

- ・消防水利算定期数 (A) : 1,561,386箇所
- ・消防水利整備数 (B) : 1,148,211箇所
- ・整備率 (B) / (A) : 73.5%
- ・整備必要数(A)-(B) : 413,175箇所
- ・年間平均純増数 : 約9,000箇所
(うち防火水槽約5,000箇所、その他約4,000箇所)



消防の広域化 －2018年度以降の取組－

延長期間の考え方

- 消防力の維持・強化には、**広域化が最も有効**な手段
- 広域化の推進期限を延長し、**平成36(2024)年4月1日**とする（連携・協力も同様）

(考え方)

「地域で消防体制のあり方について
話し合う1年間（平成30(2018)年度）」

+

「実践期間としての5年間
(平成31(2019)年度～平成35(2023)年度)」

第Ⅰ期 約7年間	第Ⅱ期 約5年間
・周知 9か月	・実践 5年
・計画策定 1年	
・実践 5年	

消防本部の取組

- 「**消防力カード**」の作成
→消防力の現状と分析を見える化
 - ・現在の人口・今後の人口の見通し
 - ・消防車両数・整備率等

- 広域化の協議が整えば「**広域消防運営計画**」を作成
 - ・広域化の方式、スケジュール
 - ・広域化後の組織
 - ・職員の待遇
 - ・経費負担
 - ・消防団、防災・国民保護担当部局との連携確保 等
- 連携・協力の協議が整えば「**連携・協力実施計画**」を作成
 - ・連携・協力の方式、スケジュール
 - ・連携・協力を実行する消防事務の内容
 - ・人員の配置
 - ・経費負担
 - ・連携・協力を実行しない事務との連携確保 等

都道府県の取組

- 消防力カードを踏まえ、「**都道府県計画（推進計画）**」を再策定
 - ・リーダーシップを發揮し、消防関係機関と緊密に連携
 - ・これまでの約10年間の取組の振り返り
 - ・おおむね10年程度先の消防体制の姿を展望
- 推進計画には下記の事項等を定める
 - ・**広域化対象市町村の組合せ**
 - 特定小規模消防本部（消防吏員数50人以下）は、原則、指定する方向で検討
 - 小規模消防本部（管轄人口10万未満）及び消防吏員数100人以下の消防本部は、可能な限り指定する方向で検討
 - ・**連携・協力対象市町村の組合せ**
 - 高機能消防指令センターの更新時期を把握し、消防本部等と緊密に連携して、共同運用について検討し、推進計画に反映

消防庁の取組

- 首長等に対し、広域化の効果について**分かりやすく説明**
- 各都道府県等へ赴き、広域化に向け**助言等を実施**
- 大規模な高機能消防指令センターの運用などの先進的な取組に対し、**モデル事業を実施**

- 消防広域化を経験した消防本部関係者を「**消防広域化推進アドバイザー**」に任命し、全国の消防本部等に派遣
- 広域化関連事業及び連携・協力関連事業に対し、**所要の地方財政措置**を講じる。

消防の連携・協力（指令の共同運用）

消防指令センターの共同運用

- 47地域（193本部、12非常備町村）**において、複数の消防本部による消防指令センターの共同運用が実現している。
(例：ちば消防共同指令センター(千葉市他19本部・管轄人口約300万人)、いばらき消防指令センター(水戸市他19本部・管轄人口約200万人))
- 消防指令センターを共同化することにより、**整備費の削減、現場要員の充実等**を図ることができる。
【メリットの例】
 - ・**整備費の削減**
共同整備を行った19本部の平均**整備費 ▲49.8%**
北はりま消防本部 整備費が 半減 (11.4億円→ 5.8億円)
ちば消防共同指令センター 整備費が 4割減 (61.2億円→38.8億円)
 - ・**メンテナンス費の削減**
整備費に比例するとされるメンテナンス経費についても削減可能。
- ・**現場要員の充実**
沖縄県消防指令センターでは、**指令人員体制**が従前の**3分の1**(現状29人体制)にすることで、**現場要員の充実**が図れた。

消防指令センターの高度な運用

- 一方、**直近指令、ゼロ隊運用**などの**高度な運用**（共同運用のメリットの**最大限の利活用**）を行っている地域は少ない
→ 直近指令：37%（17地域）、ゼロ隊運用：17%（8地域）、双方とも実施：7%（3地域）

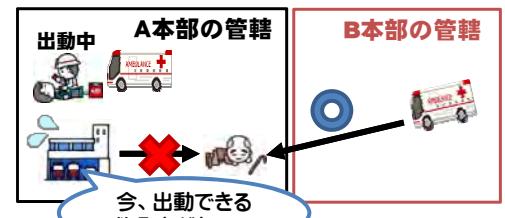
1. 直近指令

現場に最先着できる隊に自動的に出動指令を行う。



2. ゼロ隊運用

出動可能な隊がなくなった場合に、他消防本部の隊に自動的に出動指令を行う。



現着時間の短縮を図ることができる。

ちば消防共同指令センターでは、救急通報件数年間約14万件の通報のうち、**約400件 (CPA)**の直近指令・**約250件**のゼロ隊運用を実施しており、**現着時間の短縮**が図れた。

市町村の消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置（平成31年度）

市町村分（広域化）

1 消防広域化準備経費【特別交付税】

消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

2 消防広域化臨時経費【特別交付税】

消防の広域化に伴い臨時に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。

- ①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費 ②本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
③業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費 ④その他広域化整備に要する経費

3 消防署所等の整備【(1)・(2)緊急防災・減災事業債】

- (1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等の増改築（一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。また、再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。）※
(2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築※

- (3) (1)・(2)以外の整備 [一般単独事業債：充当率90%（通常75%）]

4 高機能消防指令センターの整備【緊急防災・減災事業債】

広域消防運営計画等に基づき整備する高機能消防指令センター（指令装置等）※

5 消防用車両等の整備【緊急防災・減災事業債】

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備※

6 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金・緊援隊補助金】

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び

緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

緊急防災・減災事業債

○ 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象

○ 財政措置

- 地方債充当率 100%
- 交付税算入率 70%

○ 事業年度

平成29年度から平成32年度

〔※ 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。〕

市町村分（連携・協力）

1 高機能消防指令センターの整備【緊急防災・減災事業債】

連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センター

2 消防車両等の整備【防災対策事業債：充当率90%/算入率50%】

連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防車両等

3 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金・緊援隊補助金】

消防の連携・協力に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、

特別の配慮を行う。

都道府県分（広域化）

1 消防広域化推進経費【普通交付税】

消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

2 広域化対象市町村に対する支援に要する経費【特別交付税】

広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

消防広域化推進アドバイザー制度

消防の広域化を積極的に支援するため、都道府県、市町村、消防本部等からの
隨時の依頼に基づき、消防広域化推進アドバイザーを派遣する制度

○ 消防広域化推進アドバイザー一覧

(平成31年1月現在)

所属先等		広域化事例等	
1	とかち広域消防局	一部事務組合の設立 (消防一組)	6本部（1単独、5組合）の19市町村 ※管轄面積は岐阜県とほぼ同一
2	埼玉西部消防局	一部事務組合の設立 (消防一組)	4消防本部（単独3、組合1）の5市
3	埼玉東部消防組合消防局	一部事務組合の設立 (消防一組)	5消防本部（単独4、組合1）の4市2町
4	草加八潮消防局	一部事務組合の設立 (消防一組)	2消防本部（単独2）の2市
5	小田原市消防本部	事務委託	1消防本部（組合）の1市6町が小田原市に事務委託
6	砺波地域消防組合消防本部	一部事務組合の設立 (消防一組)	2消防本部（単独、組合）の3市
7	静岡市消防局	事務委託	3消防本部（単独2、組合1）の2市2町が静岡市へ事務委託 ※管轄消防本部が複数ある市（牧之原市）の解消
8	東近江行政組合消防本部	一部事務組合への加入 (複合一組)	2消防本部（組合2）のうち、一方の組合に他方の組合の1市※1町が加入 ※管轄消防本部が複数ある市（東近江市）の解消
9	北はりま消防本部	一部事務組合の設立 (消防一組)	3消防本部（単独2、組合1）の3市1町
10	奈良県広域消防組合消防本部	一部事務組合の設立 (消防一組)	11消防本部（単独4、組合7）と1非常備村の37市町村 ※非常備村の解消
11	宇部・山陽小野田消防局	一部事務組合の設立 (消防一組)	2消防本部（単独2）の2市
12	佐賀広域消防局	広域連合への加入 (広域連合)	2消防本部（広域連合、組合）のうち、一方の広域連合に他方の組合の2市※1町が加入 ※管轄消防本部が複数ある市（佐賀市）の解消
13	熊本市消防局	事務委託	2消防本部（単独1、組合1）の2町村が熊本市へ事務委託

現地における活動は、検討会等における講義・講演のほか、広域化推進の具体的方策、課題等についてアドバイスします。※派遣に係る経費は消防庁が負担します。

外国人・障害者に対応するための取組の推進

平成31年3月28日付け通知「外国人・障害者に円滑に対応するための取組について」

消防 消 第 80 号
消防 救 第 53 号
消防 情 第 15 号
平成 31 年 3 月 28 日

各都道府県知事 殿
各政令指定都市市長

消防庁 次長
(公印省略)

③

2 取組の事例

- 県と市町村の連携や市町村間の連携により、県全体で導入を図る地域があるので参考にして下さい。
- (1) 消防本部が、県の観光部局等で導入している三者間同時通訳を利用することで、県全体で導入を実現した（長野県、和歌山県、山口県、佐賀県）。
 - (2) 県内消防本部が連携し、Net119緊急通報システムを、県全体で導入見込み（高知市消防局ほか 14 本部）。
 - (3) 救急医療情報システムの整備にあわせて県から消防本部に配布したタブレット端末に、多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」をインストールすることで、県全体で導入を実現した（奈良県、香川県）。

外国人・障害者に円滑に対応するための取組について（通知）

消防防災行政の推進につきまして、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

訪日外国人の増加、外国人材の受け入れや、共生社会の実現に向けた取組など、消防を取り巻く環境が変化しており、国民の生命・身体・財産を守る消防は、外国人・障害者からの 119 番通報等にも円滑に対応していくため、その体制を整備・確立していくことが求められています。

こうしたことを受け、消防庁では、外国人・障害者からの 119 番通報等において、円滑に対応できるよう、消防本部における「三者間同時通訳」、「Net119 緊急通報システム」及び「多言語音声翻訳アプリ」の導入を推進するため、市町村における導入等に係る経費について、財政措置を講じています。

つきましては、下記に留意の上、外国人・障害者に対応するための取組を更に進めていただきますようお願いします。また、都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 導入の目標期限

外国人・障害者に対するための積極的な取組を促す観点から、期限を設けて取り組むこととしています。2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、訪日外国人が更に増加することが予想されていること、共生社会の実現が期待されていることを踏まえ、2020 年までを導入の目標期限とします。

○ 外国人・障害者からの 119 番通報等にも円滑に対応するため、その体制を整備・確立していくことが求められている

① 消防庁では、「三者間同時通訳」、「Net119緊急通報システム」及び「多言語音声翻訳アプリ」の導入を推進 ※ 財政措置(普通交付税)

② 2020年までを導入の目標期限

③ 県・市町村が協力して導入している事例

- 既に導入しているところに「相乗り」
- 共同で導入

外国人・障害者に対応するための取組の概要

外国人・障害者からの 119 番通報や救急現場等において、円滑に対応できるよう、消防本部における「三者間同時通訳」「Net119緊急通報システム」「多言語音声翻訳アプリ」の導入を推進



通報受信時



救急活動時

三者間 同時通訳

外国人からの 119 番通報時等に、主要な言語について 24 時間、365 日迅速・的確に対応できるよう、電話通訳センターと契約

Net119 緊急通報 システム

会話に不自由な聴覚・言語機能障害者がスマートフォン等で 119 番通報を行えるシステム受付端末を指令センター等に設置

多言語音声 翻訳アプリ

搬送中の外国人傷病者からの情報収集等のため、救急車に搭載したタブレット端末等に多言語翻訳アプリを導入

概要

現状／2020 年までの目標

- 298 本部で導入 (40.9%) H30.12 時点
- 全消防本部での導入が目標

- 148 本部で導入 (20.3%) H30.12 時点
- 全消防本部での導入が目標

- 376 本部で導入 (51.6%) H30.12 時点
- アプリ導入可能なタブレット端末等がある全ての消防本部での導入が目標

※3 事業全てについて、導入等に係る普通交付税措置あり。

電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応の導入

外国人からの119番通報時及び外国人のいる救急現場での活動時等において、電話通訳センターを介して、主要な言語において、24時間365日、迅速かつ的確に対応する

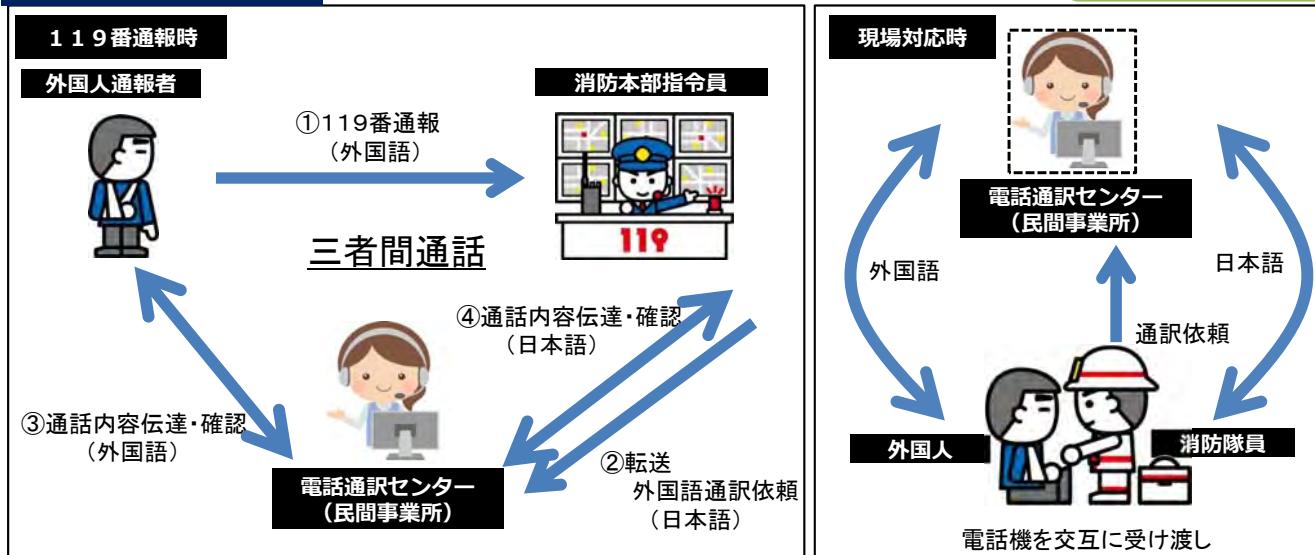
導入の促進

- 都道府県単位で、複数の消防本部が共同で導入する方法や既に都道府県等が契約している電話通訳センターを利用することを推奨
- 平成29年度から、導入に関する経費について普通交付税の単位費用に算入
(常備消防費 426千円(平成31年度))

平成29年6月	平成29年12月	平成30年6月	平成30年12月
161本部導入 (732本部中)	185本部導入 (732本部中)	279本部導入 (728本部中)	298本部導入 (728本部中)
導入率約22%	導入率約25%	導入率約38%	導入率約41%

2020年までに
100%導入を目指す

三者間同時通訳の流れ



取組の事例～電話通訳センターを介した三者間同時通訳～

- 県内の全消防本部が、県の観光部局等で導入している三者間同時通訳を利用し、県内全域で導入を実現(長野・和歌山・山口・佐賀)。
- 和歌山県では、消防本部から県に経費負担なし。
- 市保健局の契約する電話通訳センターを利用している本部もある。
- H29年度から普通交付税措置
(参考)H31年度 標準団体当たり426千円※
(※)単独導入本部の実績(年額委託費)を基に積算

県内全域で導入を実現した事例（和歌山県）

平成29年3月28日
記者発表



多言語電話通話・簡易翻訳サービスを平成29年度も引き続き実施

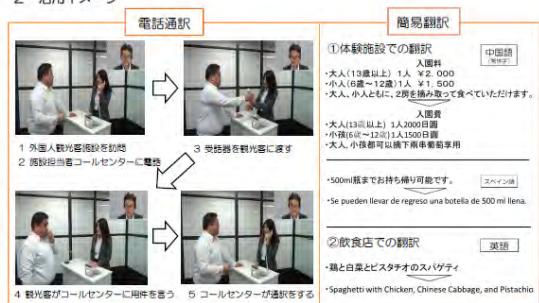
～新たに「119番通報」も利用可能に～

県では、急増する外国人観光客とのコミュニケーション向上のため、平成28年度に引き続き平成29年度も観光事業者向けに多言語による標記サービスを実施します。

1 事業概要

- (1) 言語：英語、中国語（北京語）、中国語（廣東語）、韓国語、スペイン語
ポルトガル語、フランス語、タイ語、ベトナム語、ロシア語（計10言語）※言語により利用可能時間が異なります。
- (2) 利用者：宿泊施設、飲食店等の県内観光関係事業者、市町村消防本部及び和歌山県警
- (3) 負担金：年間2,000円（但し、市町村消防本部・和歌山県警は除外）
- (4) 利用期間：平成30年3月31日まで（申込は平成30年2月末まで）

2 活用イメージ



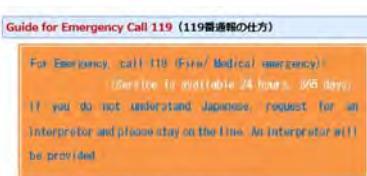
3 新たな取組み

平成29年度からは、本サービスを県内全ての市町村消防本部で導入することにより、外国人旅行者が直接行う「119番通報」でも利用可能になり、県内全域において救急・緊急時の多言語対応が可能となります。

お問い合わせ

和歌山県観光交流課 新観光推進班／小倉 TEL073-441-2786 FAX073-427-1523
和歌山県危機管理・消防課 消防保安班／吉川 TEL073-441-2260 FAX073-422-7652

ホームページによる普及事例（和歌山県田辺市）



電話通訳センターを介した三者間同時通訳の導入状況

順位	都道府県	現状		2020年度以降見込み	
		消防本部数	導入済本部数	導入率	導入済本部数
33	北海道	58	6	10.3%	37
10	青森県	11	5	45.5%	10
3	岩手県	12	9	75.0%	11
26	宮城県	12	2	16.7%	10
28	秋田県	13	3	23.1%	9
22	山形県	12	3	25.0%	7
34	福島県	12	2	16.7%	12
1	茨城県	24	2	8.3%	24
8	栃木県	12	7	58.3%	12
2	群馬県	11	8	72.7%	11
5	埼玉県	27	12	44.4%	26
13	千葉県	31	29	93.5%	30
20	東京都	5	2	40.0%	2
8	神奈川県	24	18	75.0%	24
31	新潟県	19	1	5.3%	15
34	富山県	8	4	50.0%	7
15	石川県	11	3	27.3%	10
19	福井県	9	3	33.3%	6
34	山梨県	10	7	70.0%	10
34	長野県	13	13	100.0%	13
34	岐阜県	20	4	20.0%	20
3	静岡県	16	8	50.0%	16
18	愛知県	34	12	35.3%	34
30	三重県	15	3	20.0%	10
7	滋賀県	7	0	0.0%	5
16	京都府	15	2	13.3%	14
17	大阪府	27	10	37.0%	19
12	兵庫県	24	10	41.7%	23
11	奈良県	3	3	100.0%	3
6	和歌山県	17	17	100.0%	17
34	鳥取県	3	3	100.0%	3
34	島根県	9	3	33.3%	5
24	岡山県	14	8	57.1%	12
34	広島県	13	3	23.1%	13

順位	都道府県	現状		2020年度以降見込み	
		消防本部数	導入済本部数	導入率	導入済本部数
22	山口県	12	12	100.0%	12
28	徳島県	13	0	0.0%	9
25	香川県	9	1	11.1%	9
14	愛媛県	14	0	0.0%	8
34	高知県	15	0	0.0%	15
32	福岡県	25	16	64.0%	25
34	佐賀県	5	5	100.0%	5
20	長崎県	10	5	50.0%	7
26	熊本県	12	2	16.7%	5
34	大分県	14	4	28.6%	14
34	宮崎県	10	9	90.0%	9
34	鹿児島県	20	1	5.0%	12
34	沖縄県	18	18	100.0%	18
	全体	728	298	40.9%	628

※ 導入済本部数は、平成30年12月31日現在

全国市長会 支部	現状		2020年度以降見込み	
	本部数	導入済	導入率	導入済本部数
北海道	58	6	10.3%	37
東北	72	24	33.3%	59
北信越	60	24	40.0%	51
関東	144	85	59.0%	139
東海	85	27	31.8%	80
近畿	93	42	45.2%	81
中国	51	29	56.9%	45
四国	51	1	2.0%	41
九州	114	60	52.6%	95
全国	728	298	40.9%	628

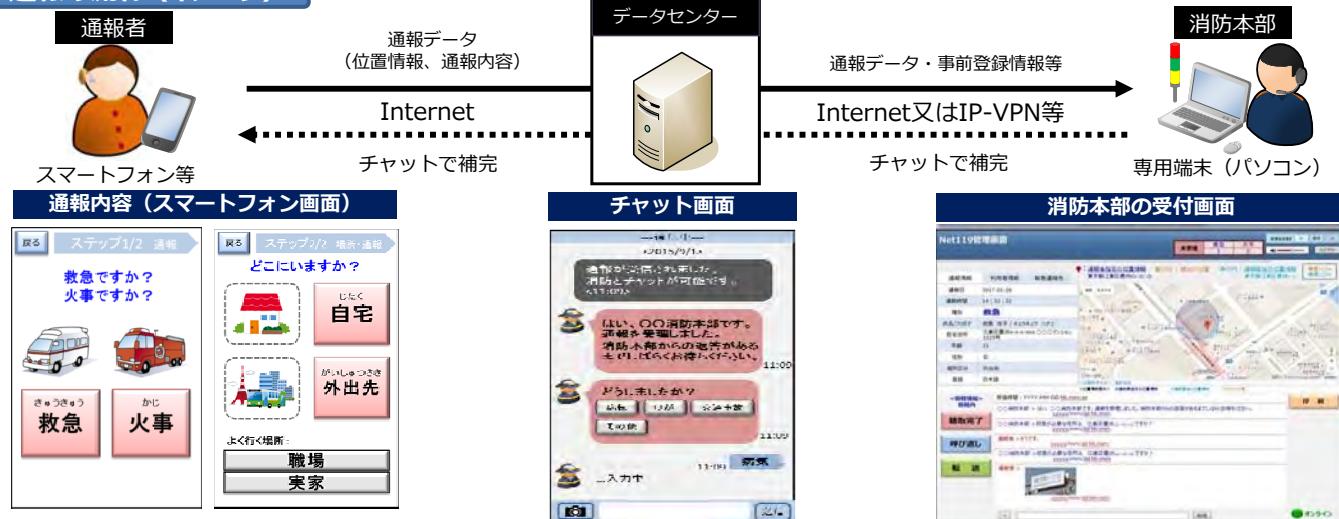
2018年度末(累計) 302 45.2%
2019年度末見込み(累計) 498 68.4%
2020年度以降見込み(累計) 628 86.3%

Net119緊急通報システムの全国導入

会話に不自由な聴覚・言語機能障害者がスマートフォンなどの画面上のボタン操作や文字入力で119番通報を行えるシステム（Net119緊急通報システム）について、全国の消防本部での導入を促進。

- ・障害者基本計画（第4次）において、H32年度までに全国の消防本部での導入を目指すことを掲げている。
- ・H30年度より、導入・運用に関する経費について普通交付税措置を講じている。

通報の流れ（イメージ）



【自治体の福祉部局との連携について】

- 自治体の福祉部局に対して、平成30年12月に厚生労働省からNet119の利用促進に協力するよう依頼する事務連絡が発出されているので、密に連携して対応していただきたい。
- 特に、住民に対する利用説明会の開催に当たっては、広報活動や手話通訳者の手配等を福祉部局と連携して行うことで、効果的・効率的に行うことができると考えられる。

Net119緊急通報システムの導入状況

順位	都道府県	現状		2020年度末見込み	
		消防本部数	導入済本部数	導入率	導入済本部数
33	北海道	58	1	1.7%	27 47%
10	青森県	11	4	36.4%	6 55%
3	岩手県	12	6	50.0%	10 83%
26	宮城県	12	1	8.3%	9 75%
28	秋田県	13	1	7.7%	8 62%
22	山形県	12	2	16.7%	7 58%
34	福島県	12	0	0.0%	7 58%
1	茨城県	24	22	91.7%	24 100%
8	栃木県	12	5	41.7%	10 83%
2	群馬県	11	6	54.5%	11 100%
5	埼玉県	27	13	48.1%	27 100%
13	千葉県	31	9	29.0%	31 100%
20	東京都	5	1	20.0%	2 40%
8	神奈川県	24	10	41.7%	24 100%
31	新潟県	19	1	5.3%	9 47%
34	富山県	8	0	0.0%	4 50%
15	石川県	11	3	27.3%	8 73%
19	福井県	9	2	22.2%	9 100%
34	山梨県	10	0	0.0%	3 30%
34	長野県	13	0	0.0%	9 69%
34	岐阜県	20	0	0.0%	11 55%
3	静岡県	16	8	50.0%	15 94%
18	愛知県	34	8	23.5%	21 62%
30	三重県	15	1	6.7%	10 67%
7	滋賀県	7	3	42.9%	7 100%
16	京都府	15	4	26.7%	14 93%
17	大阪府	27	7	25.9%	25 93%
12	兵庫県	24	7	29.2%	24 100%
11	奈良県	3	1	33.3%	1 33%
6	和歌山県	17	8	47.1%	14 82%
34	鳥取県	3	0	0.0%	2 67%
34	島根県	9	0	0.0%	0 0%
24	岡山県	14	2	14.3%	7 50%
34	広島県	13	0	0.0%	7 54%

順位	都道府県	現状		2020年度末見込み	
		消防本部数	導入済本部数	導入率	導入済本部数
22	山口県	12	2	16.7%	10 83%
28	徳島県	13	1	7.7%	13 100%
25	香川県	9	1	11.1%	7 78%
14	愛媛県	14	4	28.6%	9 64%
34	高知県	15	0	0.0%	15 100%
32	福岡県	25	1	4.0%	13 52%
34	佐賀県	5	0	0.0%	1 20%
20	長崎県	10	2	20.0%	5 50%
26	熊本県	12	1	8.3%	5 42%
34	大分県	14	0	0.0%	5 36%
34	宮崎県	10	0	0.0%	2 20%
34	鹿児島県	20	0	0.0%	6 30%
34	沖縄県	18	0	0.0%	4 22%
	全体	728	148	20.3%	498 68%

※ 導入済本部数は、平成30年12月31日現在

全国市長会 支部	現状			2020年度末見込み	
	本部数	導入済	導入率	導入済本部数	導入済
北海道	58	1	1.7%	27	47%
東北	72	14	19.4%	47	65.2%
北信越	60	6	10.0%	39	65.0%
関東	144	66	45.8%	132	91.6%
東海	85	17	20.0%	57	67.0%
近畿	93	30	32.2%	85	91.3%
中国	51	4	7.8%	26	50.9%
四国	51	6	11.8%	44	86.2%
九州	114	4	3.5%	41	35.9%
全国	728	148	20.3%	498	68.4%

2018年度末見込み(累計) 158 21.7%
2019年度末見込み(累計) 279 38.3%
2020年度末見込み(累計) 498 68.4%

救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用

- 多言語音声翻訳アプリを利用することにより、救急現場で救急隊員が外国人傷病者に対して、円滑なコミュニケーションを図ることが可能となる。
- 消防庁消防研究センターとNICTが救急隊用に開発した多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」は、使用頻度が高い会話内容を「定型文」として登録しており、外国語による音声と画面の文字によりコミュニケーションを行う。
- 救急ボイストラは、全国の消防本部に対して平成29年4月から提供を開始し、平成30年12月31日現在、728本部中376本部(51.6%)が導入。

※ 平成31年度より、多言語音声翻訳アプリも利用できるタブレット型情報通信端末等の救急自動車への配備に要する経費を地方交付税措置。

救急ボイストラの特徴



- 救急隊用46の定型文の対応言語は15種類※
- 聴覚障害者とのコミュニケーションにも活用可能

※ 定型文対応言語

英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語、タイ語、フランス語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語、ロシア語、マレー語、ドイツ語、ネパール語、ブラジルポルトガル語

救急ボイストラ導入状況 (平成30年12月31日現在)

都道府県	全消防本部数	導入本部数	導入率(%)	都道府県	全消防本部数	導入本部数	導入率(%)
北海道	58	37	63.8%	滋賀県	7	1	14.3%
青森県	11	8	72.7%	京都府	15	5	33.3%
岩手県	12	9	75.0%	大阪府	27	26	96.3%
宮城県	12	6	50.0%	兵庫県	24	18	75.0%
秋田県	13	8	61.5%	奈良県	3	3	100.0%
山形県	12	4	33.3%	和歌山县	17	7	41.2%
福島県	12	2	16.7%	鳥取県	3	2	66.7%
茨城県	24	9	37.5%	島根県	9	5	55.6%
栃木県	12	10	83.3%	岡山県	14	8	57.1%
群馬県	11	10	90.9%	広島県	13	4	30.8%
埼玉県	27	27	100.0%	山口県	12	5	41.7%
千葉県	31	13	41.9%	徳島県	13	4	30.8%
東京都	5	4	80.0%	香川県	9	9	100.0%
神奈川県	24	11	45.8%	愛媛県	14	3	21.4%
新潟県	19	6	31.6%	高知県	15	1	6.7%
富山県	8	0	0.0%	福岡県	25	2	8.0%
石川県	11	4	36.4%	佐賀県	5	5	100.0%
福井県	9	4	44.4%	長崎県	10	2	20.0%
山梨県	10	3	30.0%	熊本県	12	1	8.3%
長野県	13	8	61.5%	大分県	14	6	42.9%
岐阜県	20	20	100.0%	宮崎県	10	6	60.0%
静岡県	16	8	50.0%	鹿児島県	20	7	35.0%
愛知県	34	14	41.2%	沖縄県	18	14	77.8%
三重県	15	7	46.7%	合計	728	376	51.6%

緊急防災・減災事業債について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、平成31年度（2019年度）については5,000億円を計上

1. 対象事業 【地方単独事業(6)を除く】

(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備	(3) 津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設
○防災拠点施設（地域防災センター等）	○津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、必要な防災対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転
○防災資機材等備蓄施設、拠点避難地	
○非常用電源	
○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等	(4) 消防広域化事業等
○避難路・避難階段	○広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署所等の増改築等
○指定避難所、災害対策の拠点となる公共施設・公用施設、社会福祉事業の用に供する公共施設等において防災機能を強化するための施設	○上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備
○指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設	○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築
（空調・Wi-Fi・バリアフリー化に係る施設等）	○消防機関間の柔軟な連携・協力（共同化）に伴う高機能消防指令センターの整備
○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設	
○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等	(5) 地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化
○消防団の機能強化を図るための施設・設備	○指定避難所とされている公共施設及び公用施設
○消防水利施設	○災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設
○初期消火資機材	○不特定多数の者が利用する公共施設
(2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築	○社会福祉事業の用に供する公共施設
○防災行政無線のデジタル化・防災情報の確実な伝達のための機能強化	○幼稚園等
○全国瞬時警報システム（Jアラート）に係る情報伝達手段の多重化	※消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象
○高機能消防指令センター（デジタル化に伴い整備するもの等）	
○防災情報システム、衛星通信ネットワークシステム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設	(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金（※）の交付を受けて実施する(1)～(5)の事業
○災害時オペレーションシステム	

(※) 防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金

2. 財政措置

- (1) 地方債の充当率 100%
- (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成29年度（2017年度）から平成32年度（2020年度）（東日本大震災に係る復興・創生期間まで継続）

#7119(救急安心センター事業)の全国展開

概要

住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際の相談窓口として、専門家から電話でアドバイスを受けることができる。

相談を通じて、病気やけがの症状を把握した上で、以下をアドバイス。

○救急相談

例)緊急性の有無※1、応急手当の方法、受診手段※2

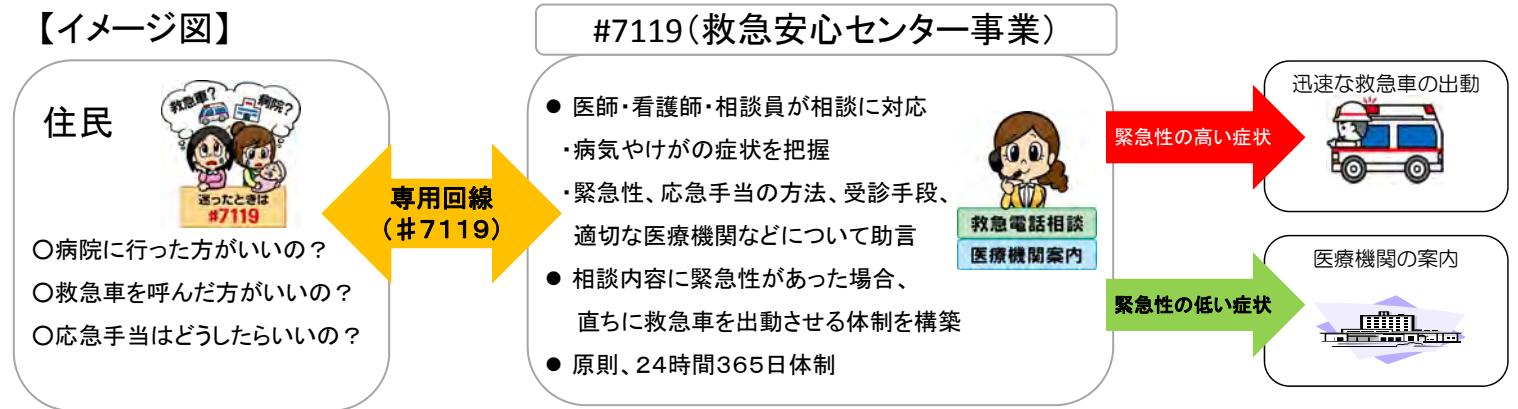
○適切な医療機関を案内※3

※1 直ちに医療機関を受診すべきか、2時間以内に受診すべきか、24時間以内か、明日でも良いか等。

※2 救急車を要請するのか、自分で医療機関に行くのか、民間搬送事業者等を案内するのか。

※3 適切な診療科目及び医療機関等の案内を行う。

【イメージ図】



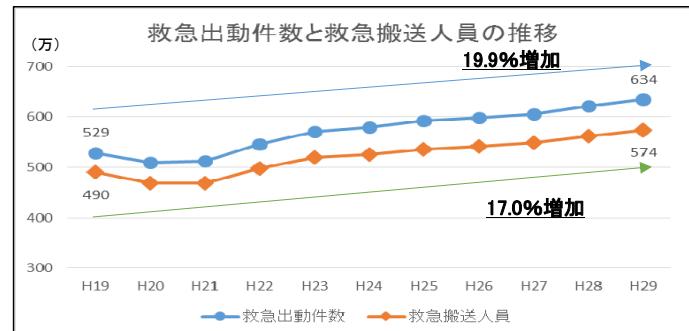
背景

現在の状況

- ・救急出動件数は年々増加傾向を示している。(H19年から19.9%増)
- ・救急車の現場到着時間も遅延している。(H19年から1.6分延伸)

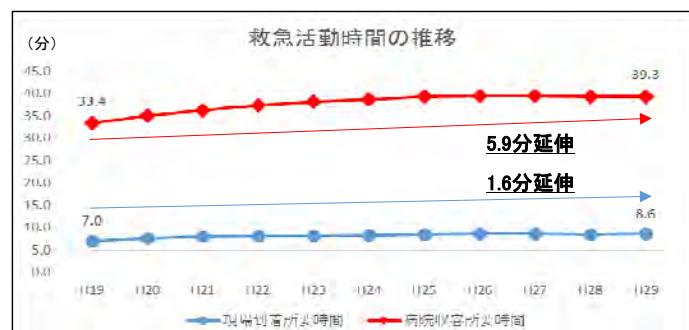
救急業務のあり方に関する検討会(H27)

#7119の普及促進について、救急車の適正利用の推進及び緊急度判定体系の普及の観点から、極めて有効



総務大臣の国会答弁(衆・総務委H28.2.23)

救急車の到着ですか病院への搬送が非常におくれるということによって、救われる命も救われない可能性が出てまいります。これまで、#7119ですか、必ずしも急に救急車を呼ばなくても電話で相談ができる、こういう窓口も用意してまいりましたし、また、啓発活動というのも大変重要なと思っております。



通知の発出(H28.3.31)

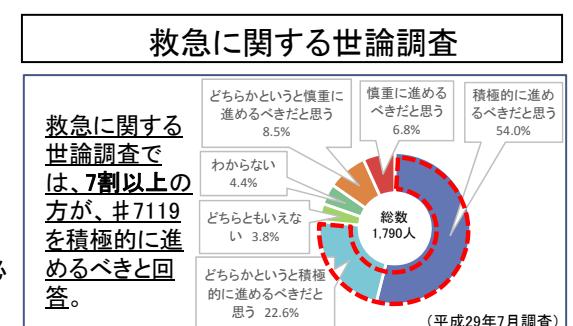
#7119の導入に向け積極的に取り組むよう依頼

総務大臣の国会答弁(参・総務委H28.11.22)

私も、これは全国展開したいと考えまして、昨年(消防庁)長官にもですね、相当この働きかけを頼んだところでございます。

日本医師会 平成30年度予算要望書(抜粋)

救急出動の適正化や不要不急の時間外診療の抑制に効果があり、真に救急対応が必要な患者の掘り起こしにつながるなど大きな成果が期待できる#7119の全国への拡大



実施効果

目的

地域の限られた救急車を有効に活用し、緊急性の高い症状の傷病者にできるだけ早く救急車が到着できるようにすることに加え、住民が適切なタイミングで医療機関を受診できるよう支援するためのもの。

① 救急車の適正利用

○潜在的な重症者を発見し救護

緊急(救急車)で即受診と判断された件数は、約37万件のうち約49,000件(東京消防庁H29)

※救命へと繋がった多数の奏功事例が報告されている。(例)

50代女性 就寝前からの胸痛が続き相談

搬送後 医療機関で緊急カテーテル 予後良好

60代男性 急にろれつがまわらなく家族が相談

搬送後 医療機関でt-PA 後遺症なし

○軽症者の割合の減少

H18 60.3% → H29 54.1%(東京消防庁)

※軽症者の減少割合に相当する人数は、救急医療相談件数(119番転送件数を除く)の約半数

○不急の救急出動の抑制

・窓口の設置後、救急出動件数の増加率が抑制

東京:H18年からH29年の増加率13.63%(全国平均より7.46ポイント減)

大阪:H22年からH29年の増加率15.27%(全国平均より0.81ポイント減)



・#7119のうち、救急相談 約17万件(うち救急要請に至らなかった件数 約14万件)

→#7119がなかった場合、約52%である 約7万4千件が119番通報され、現在の救急体制では対応が極めて困難(東京消防庁)

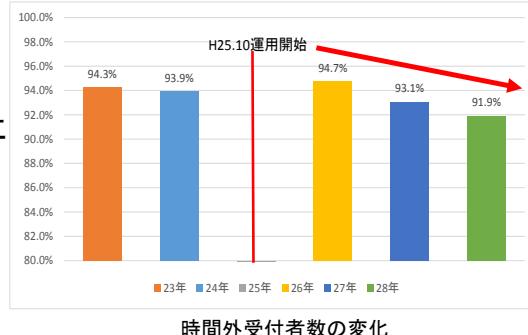
※急な病気やケガをした時に、もし、「#7119」「受診ガイド」がなかったらどのような行動をとりますか
⇒ 119番通報する 51.9% (東京消防庁 消防に関する世論調査 H28)

・管轄面積が広く出動から帰署まで長時間。1台が出動すると他の署所の救急車が遠方から出動することになり、相談窓口を設けて、救急車の適正利用を推進(田辺市)

② 救急医療機関の受診の適正化

○医療機関における救急医療相談数の抑制や#7119を紹介し病院業務に専念(神戸市の調査では、事業開始後病院への相談件数が約24%減少)

2次救急病院(48病院)、市民病院群(3病院)



○医療機関における時間外受付者数が減少

(札幌市A病院:平成26年94.7% 平成27年93.1% 平成28年91.9%)

○横浜市救急相談センターへの相談件数は年間約11万5千件。

約73%が救急車以外での受診を勧奨(橙・黄・緑)。

約23%の2万6千件が翌日受診の勧奨・経過観察と判断(緑・白)

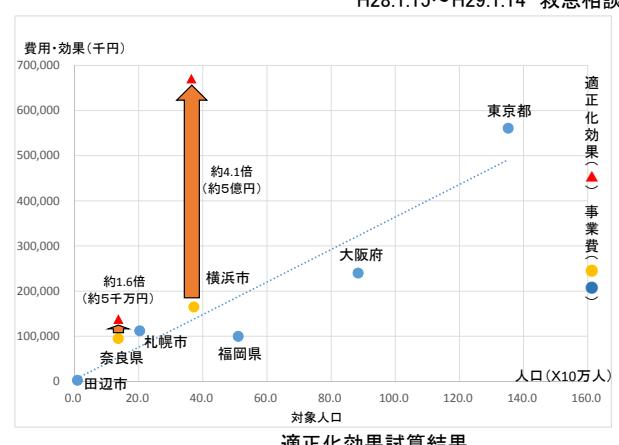
	最終判断	件数	割合
119番へ転送	赤	15,122	13.2%
救急車以外の手段での速やかな受診を勧奨	橙	32,759	28.6%
6時間以内の受診	黄	31,427	27.4%
翌日の日勤常に受診を勧奨	緑	19,078	16.6%
経過観察	白	7,131	6.2%

H28.1.15～H29.1.14 救急相談データ

○医療費適正化効果として大きな効果が見込まれる。

また、規模が大きくなるほど、大きな効果が期待される。

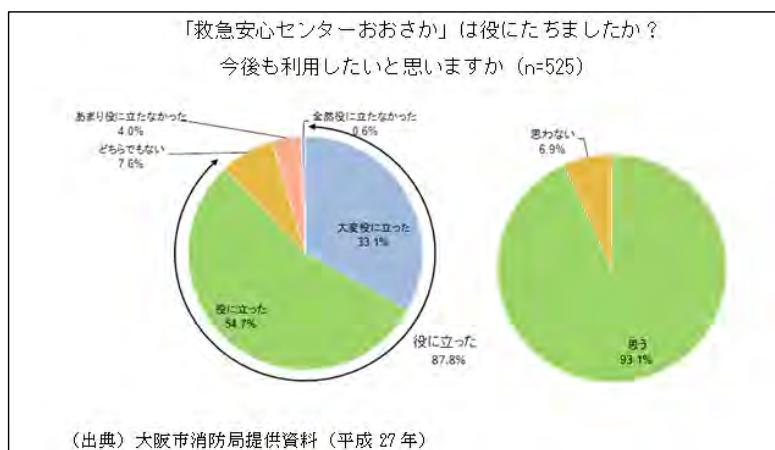
医療費適正化効果イメージ図



③ 不安な住民に安心・安全を提供

○住民の十分な需要（人口の3%～7%の相談件数）

○利用者の約9割が「大変役に立った」、「役に立った」と回答（大阪市消防局）

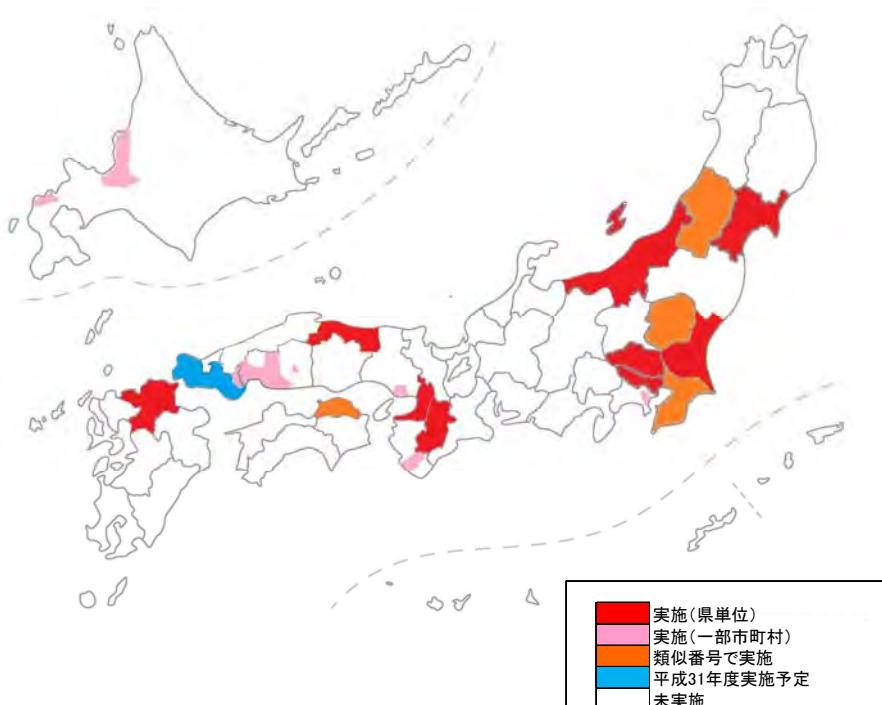


○119番に通報される緊急通報以外の件数が減少

（奈良市 H21⇒H26 約半数に減少）

普及状況と人口カバー率

平成31年4月1日現在



【参考】#7119以外の番号で実施している団体

山形県、栃木県、千葉県、香川県

【参考】平成31年度実施予定団体

21 山口県

財政支援

整備に係る支援					
①消防防災施設整備費補助金 救急安心センター等整備事業 (平成21年~)	②防災対策事業(防災基盤整備事業) ～救急安心センター事業関係～				
<p>・補助基準額(補助率1/3) 救急安心センター整備事業 10,476千円(3,492千円) 救急医療情報収集装置 1,572千円(524千円)</p> <p>・事業要件(抜粋) (1)住民の救急相談に応える電話相談窓口を消防機関等に設置すること。 (2)当該救急電話相談窓口は都道府県域内の住民を対象とすること。 (3)当該救急電話相談窓口に、医師、看護師又は相談員を24時間、365日体制で常駐させること。ただし、地域の実情に応じて、常駐していない時間には、医療機関案内へ電話を転送し医療機関を紹介することにより救急相談が受けられることとなるなどの適切な措置を講じる場合には、この限りでない。 (4)緊急性がある場合には、直ちに救急車を出動させる体制を構築すること。 ※救急医療情報収集装置は、情報収集装置、電話回線及び端末装置の全部又は一部をもって構成されるもので端末装置から救急医療情報を検索及び閲覧できるものであること ※当該年度の消防防災施設整備費補助金全体で零細補助基準額(原則、都道府県及び政令市9,500万円、その他950万円)を越えること。</p>	<p>・ 消防防災施設整備事業 防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業であり、具体的には、次の事業を対象とする。 a～m (略) n 消防防災情報通信施設 o (略)</p> <p>※消防防災通信施設とは、消防救急無線、防災行政無線、全国瞬時警報システム(アラート)、高機能消防指令センター、救急安心センター、防災情報システム、要援護者緊急通報システム、震度計・自動震度警報装置、災害時オペレーションシステム等をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #a6c9ff; color: white; padding: 2px;">防災対策事業債 75%</td> <td style="background-color: #a6c9ff; color: white; padding: 2px;">一般財源</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #a6c9ff; color: white; padding: 2px;">(交付税算入率 30%)</td> <td style="background-color: #a6c9ff; color: white; padding: 2px;">25%</td> </tr> </table> <p>※ 交付税措置率 22.5% [75%(充当率) × 30%(交付税算入率)]</p>	防災対策事業債 75%	一般財源	(交付税算入率 30%)	25%
防災対策事業債 75%	一般財源				
(交付税算入率 30%)	25%				

ランニングコスト(運営費) のための支援
<ul style="list-style-type: none"> 市町村に対する普通交付税として、救急安心センターを運営するために必要な人件費や事業費について一定の措置が講じられている(平成21年度~)。 <p>⇒常備消防費の救急業務費の需用費等の中に、「救急安心センター事業(#7119)等」(8,038千円(標準団体=10万人の場合)(平成30年度))が措置されている。</p>

- 消防組織法第45条に基づき、総務大臣が、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（基本計画）を策定
- 基本計画に基づき、消防庁長官が緊急消防援助隊として隊（車両・ヘリ）を登録
- 消防組織法第49条に基づく緊急消防援助隊設備整備費補助金及び同法第50条に基づく無償使用制度を活用し、必要な車両を整備
- 第1期計画を平成16年に策定し、おおむね5年ごとに改定、第4期基本計画は平成31年度から平成35年度まで

これまでの計画の経緯

基本計画	目標隊数	部隊編成の改定
第1期（H16-20）	3,000隊	指揮隊の新設、特殊装備小隊の新設
第1期中改定(H18-20)	4,000隊	-
第2期（H21-25）	4,500隊	-
第3期（H26-30）	6,000隊	統合機動部隊を新設、ドラゴンハイパーコマンドユニットを新設

※ 5,978隊（平成30年4月1日）

今後取り組むべき課題

- 1 甚大な被害が想定される
南海トラフ地震等への対応力の強化
- 2 多発する大規模水害時における
救助体制の強化
- 3 國際的なイベントが控える中、
NBCテロ災害への迅速な対処

改定の主なポイント

登録目標隊数を増強

6,000隊(24,000人規模) ⇒ 6,600隊(27,000人規模)

〈増隊の内訳〉
消火、救助(水害対応分を除く)、救急の主要3小隊
⇒400隊程度
水害に対応した救助小隊、特殊装備小隊(水陸両用車、重機等)
⇒60隊程度
後方支援小隊等
⇒140隊程度

増隊に伴う部隊の創設

① 土砂・風水害機動支援部隊

(50部隊程度の配備を計画)

※ 1部隊：6隊20人程度

② NBC災害即応部隊

(50部隊程度の配備を計画)

※ 1部隊：5隊20人程度

多発する大規模な土砂・風水害



H27年関東・東北豪雨



H28年台風10号災害



H29年九州北部豪雨



H30年7月豪雨

土砂・風水害現場での救助活動に活用する特殊車両・資機材を計画的に配備し、被災地に機動的に投入できる体制の整備が重要

土砂・風水害機動支援部隊の基本的な編成

水陸両用車、重機など、**土砂・風水害現場での救助活動に特化した特殊車両等**により編成

部隊指揮隊（指揮車）

- 救助小隊（津波・大規模風水害対策車）
- 救助小隊（救助工作車）
- 特殊装備小隊（重機及び重機搬送車）
- 後方支援小隊（支援車）
- 後方支援小隊（燃料補給車）
- 特殊装備小隊（水陸両用車及び搬送車）
※配備がある場合のみ
- その他必要な車両（高機能救命ボート含む）



津波風水害対策車



重機

状況
により
編成



中型水陸両用車
(水陸両用車は、ブロック単位で配備)



高機能救命ボート

**各都道府県に配置
計50部隊程度の配備を計画**

- ・必要な特殊車両は無償使用制度により計画的に整備
- ・被災地では他の都道府県大隊等と連携して活動する

NBC災害即応部隊の創設

テロ災害の脅威



G20大阪サミット会場



ラグビーワールドカップ会場



東京オリンピック・パラリンピック会場

大成建設・林設計・環研
呉建設都市設計事務所
JV作成・JSC提供
注)ハース等は完成予想イメージであり、実際のものとは異なる場合があります。
建設は完成後、約10年の姿を想定しております。

国際的イベントが控える中、テロ災害への対処が必要

**NBCテロ災害では、自らを防護しつつ、救助・除染・搬送を迅速に行うことが不可欠
特殊な装備を有した部隊を設け、テロ発生時に被災地へ迅速に投入する体制の整備が重要**

NBC災害即応部隊の基本的な編成

NBC災害に対応する特殊資機材を積載した車両により編成

(既に都道府県大隊に登録されている隊を再編)

指揮隊（指揮車）

特殊災害小隊（検知器等積載車）



化学剤検知器



検知器等積載車

特殊災害小隊（除染テント等積載車）



大型除染テント



除染テント等積載車

その他の小隊（水槽車等）

**全国の大規模消防本部に配置
計54部隊の配備を計画**

NBC災害時の運用計画に基づき、消防庁長官から直接、市長等に出動を指示し、30分以内に迅速出動

消防防災ヘリコプターの安全性向上

現状と課題

- 消防防災ヘリコプターは、平成31年1月現在、44都道府県において運航され、山岳遭難、河川・海等の水難事故における搜索・救助活動のほか、救急活動や空中消火活動、情報収集活動等を行い、緊急消防援助隊としても出動している。
- 平成21年以降、4件の墜落事故により26人の消防職員等が殉職しており、極めて憂慮すべき事態となっている。
- 平成30年10月に公表された運輸安全委員会の航空事故調査報告書においても2人操縦体制の必要性が言及されている。
- 平成30年12月に「2人操縦体制等」の導入に向けたスケジュール及び導入に向けた課題の提出を消防防災ヘリを運航する地方団体に対して求めたところ。

<平成21年以降の消防防災ヘリコプターの墜落事故>

No.	日時・団体 事故概要	死傷者の有無	原因	操縦士 体制
1	平成21年9月11日 岐阜県防災航空隊 救助事故事業案出動中に 墜落したもの	操縦士 1名死亡 整備士 1名死亡 航空隊員 1名死亡	同機が訓練や出動実績のないヒアルプス山岳局地の救助活動中において、ロバの耳頂上付近でのハーリング中に高度が下がり、後方に移動したため、MRBが付近の岩壁に接触し、墜落したものと推定。 訓練や出動実績のないヒアルプス山岳局地に同機が出動したことについては、同センターと県警航空隊との北アルプス山岳救助活動の分担について明文化された規定がなく、同センターがその分担について明確な認識を有していないことが関与した可能性が考えられる。	1人
2	平成22年7月25日 埼玉県防災航空隊 救助事故事業案出動中に 墜落したもの	操縦士 2名死亡 航空隊員2名死亡 消防隊員1名死亡	降下隊員のホイスト降下中に、位置を調整するため左に移動した際、適切な見張りが行われず、フェネストロンが樹木と接触したため、方向保持不能となり、メイン・ローターも樹木に接触して墜落したものと推定。 フェネストロンが樹木と接触したことについては、十分な長さのあるホイスト・ケーブルの利点を活用せず、同機の対地高度を下げたことが関与したものと推定。	2人 ※
3	平成29年3月5日 長野県消防防災航空隊 訓練に向かう途中、山中に 墜落したもの	操縦士 1名死亡 整備士 1名死亡 航空隊員 7名死亡	本事故は、同機が山地を飛行中、地上に接近しても回避操作が行われなかったため、樹木に衝突し墜落したものと推定。 同機が地上に接近しても回避操作が行われなかったことについては、機長の覚醒水準が低下した状態となっていたことにより危険な状況を認識できなかったことによる可能性が考えられるが、実際にそのような状態に陥ったかどうかは明らかにすることことができなかつた。	1人
4	平成30年8月10日 群馬県防災航空隊 地形習熟訓練中に墜落 したもの	操縦士 1名死亡 整備士 1名死亡 航空隊員2名死亡 消防隊員5名死亡	原因調査中	1人

※2名のうち1名は当該機体を操縦するための資格を有していないかった

消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書【概要】

現状と課題

【運航体制・運航の安全性】

- ・ 過去の検討会の提言事項が一部徹底されていない
- ・ 更なる安全確保に向け、ソフト・ハード両面で更なる取組が必要

【航空消防防災体制】

- ・ 運航機体数1機の県において、運航不能期間における航空消防力の低下が懸念
- ・ 相互応援体制が手薄な地域が存在
- ・ 関係機関との協力関係を更に強化する必要

【ヘリ操縦士】

- ・ 高齢化等により、今後の操縦士確保に不安
- ・ 運航団体による操縦士の技能管理が不十分

提言事項

【安全性の向上】

- ヘリコプター動態管理システムの常時起動、通信間隔短縮による監視体制強化
- ヒヤリ・ハット事例の蓄積、共有化
- 出動前ミーティングの徹底
- 2人操縦体制の導入により、運航の安全を確保※1
- チーム力向上策（CRM）の積極的な導入※2により、部隊内の意思疎通を強化
- フライトレコーダー等を機体更新時に搭載
- 運航責任者と運航管理要員を航空隊基地へ配置
- 規程、要綱、マニュアル等の整備・遵守の徹底
- 運航団体による操縦士の技能管理
- 適切な出動可否判断
- 救助活動中における死角部分の見張り体制の徹底
- シミュレーターを活用した訓練の推進、国の財政措置や配備の在り方について検討

【航空消防防災体制の充実】

- 協定締結による相互応援体制の充実
- 協定や覚書等により関係機関との連携強化
- 消防庁と関係省庁間で連携強化の環境整備
- 各地域のニーズを考慮しつつ、消防防災ヘリの相互応援体制の強化及び関係機関との連携強化による効果を見極めながら、人員確保、財政的な実現可能性と照らし合わせ、消防防災ヘリの増配備について各地域の実状に応じた議論

【ヘリ操縦士の養成・確保】

- 技量ある操縦士の養成・確保と安全運航に、乗務要件・訓練プログラムを活用
- 各運航団体は計画を定め、OJTを活用した2人操縦体制による若手操縦士の育成と安全運航を図る。
- ヘリ操縦士の自主養成に備え、各運航団体は操縦士希望者の選抜要領や養成計画を検討
- 自主養成や2人操縦体制の実施に伴い必要な財政措置について消防庁で検討



【消防庁が実施すべき事項】

- ・ 操縦士確保に向けた各府省庁、関係機関との調整、財政措置等の検討
- ・ 各運航団体の取組状況フォローアップと追加必要策の検討

【運航団体が実施すべき事項】

- ・ 本検討会提言事項への着手
- ・ PDCAサイクルを通じた継続的な安全対策の改善

※1 警察、海上保安庁、自衛隊のヘリコプターは、2人操縦体制により運航されている。

※2 CRM(クルー・リソース・マネジメント)とは、飛行中に機長が副操縦士から問題点の指摘を受けた際の対応のルールなど、対人関係や協調性等を専門的技術として訓練で身につけさせ、航空隊の安全性・業務遂行能力を向上させること。

消防防災航空隊の運航・操縦体制

○ 操縦体制別

2人操縦	23団体	43機
1人操縦	32団体	32機

○ 運航体制別

自主運航	19団体	37機
委託運航	34団体	35機
混合運航	2団体	3機

<運航主体区分>

- 消防機関: 東京消防庁及び政令市消防本部が運航
- 都道府県: 消防組織法第30条第3項の規定に基づき都道府県が運航
- <運航形態>
- 自主運航: 操縦士、整備士及び運航管理要員が運航団体の職員
- 委託運航: 操縦士、整備士及び運航管理要員が運航業務受託企業の従業員
- 混合運航: 操縦士、整備士及び運航管理要員に運航団体の職員と運航業務受託企業の従業員が混在

○ 1人操縦体制の運航団体

番号	都道府県	航空隊名称	運航主体区分	運航形態	運航時の操縦士数	運航機数※1
1	北海道	北海道消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
2	青森県	青森県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
3	岩手県	岩手県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
4	宮城県	宮城県消防防災航空隊※2	都道府県	委託	1人	1機
5	山形県	山形県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
6	福島県	福島県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
7	茨城県	茨城県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
8	栃木県	栃木県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
9	群馬県	群馬県消防防災航空隊※3	都道府県	委託	1人	0機
10	新潟県	新潟県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
11	富山県	富山県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
12	石川県	石川県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
13	福井県	福井県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
14	静岡県	静岡県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
15	愛知県	愛知県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
16	三重県	三重県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
17	滋賀県	滋賀県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
18	和歌山県	和歌山県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
19	鳥取県	鳥取県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
20	島根県	島根県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
21	岡山県	岡山県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
22	広島県	広島県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
23	山口県	山口県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
24	徳島県	徳島県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
25	香川県	香川県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
26	愛媛県	愛媛県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
27	長崎県	長崎県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
28	熊本県	熊本県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
29	大分県	大分県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
30	宮崎県	宮崎県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
31	鹿児島県	鹿児島県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
32	高知県	高知県消防防災航空隊※4	都道府県	自主	1人	2機

○ 2人操縦体制の運航団体(消防機関)

番号	都道府県	航空隊名称	運航主体区分	運航形態	運航時の操縦士数	運航機数※1
1	北海道	札幌市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
2	宮城県	仙台市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
3	千葉県	千葉市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
4	東京都	装備部航空隊	消防機関	自主	2人	8機
5	神奈川県	横浜市消防局航空隊	消防機関	自主	2人	2機
6		川崎市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
7	静岡県	静岡市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
8		浜松市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
9	愛知県	名古屋市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
10	京都府	京都市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
11	大阪府	大阪市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
12	兵庫県	神戸市航空機動隊※5	消防機関	自主(共同)	2人	2機
13	岡山県	岡山市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
14	広島県	広島市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
15	福岡県	北九州市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
16		福岡市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機

○ 2人操縦体制の運航団体(都道府県)

番号	都道府県	航空隊名称	運航主体区分	運航形態	運航時の操縦士数	運航機数※1
1	秋田県	秋田県消防防災航空隊	都道府県	自主	2人	1機
2	兵庫県	兵庫県消防防災航空隊※5	都道府県	自主(共同)	2人	1機
3	長野県	長野県消防防災航空隊	都道府県	混合	2人	1機
4	岐阜県	岐阜県消防防災航空隊	都道府県	混合	2人	2機
5	埼玉県	埼玉県消防防災航空隊	都道府県	委託	2人	3機
6	山梨県	山梨県消防防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機
7	奈良県	奈良県消防防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機

※1 東京消防庁、京都市消防局、埼玉県、宮城県及び高知県が消防庁へリ各1機運用。

※2 宮城県は、夜間2人操縦体制としている。

※3 群馬県は平成30年8月10日に発生した墜落事故のため、ヘリコプターを保有していない。

※4 高知県は、可能な範囲で2人操縦体制としている(週5日程度)。

※5 兵庫県・神戸市は共同運航。

消防防災ヘリコプターに関する平成31年度地方財政措置の概要

- 度重なる墜落事故を受けて、消防防災ヘリコプターの安全性向上が急務
- 安全確保策として重要な「2人操縦体制の導入」や「消防防災ヘリコプター操縦士の不足」へ対応するため、以下のとおり地方交付税措置を拡充

①拡充

- 都道府県の消防防災ヘリコプターの委託運航に要する経費（普通交付税）
 ※ 2人操縦体制での委託経費に対する交付税措置を実態を踏まえて拡充

②新規

- 指定都市において、若手操縦士をOJTにより、正操縦士に養成するための経費（普通交付税）
 ※ OJT操縦士1人の追加配置に要する経費を措置
 ※ 国土交通省検討会で定められた乗務要件では、機長時間1,000時間の経験が必要

③新規

- 指定都市において、無資格者から操縦士を養成するための経費（普通交付税）
 ※ 無資格の消防職員を民間の養成機関において、操縦士に養成するために必要な経費を年度割で措置

消防広第323号
平成30年12月14日

各都道府県消防防災主管部長
殿
東京消防庁・関係指定都市消防長

消防庁広域応援室長

2人操縦体制及びCRMの計画的導入について

「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書（平成30年3月）」提言等（以下「報告書提言事項」という。）への取組については、平成30年3月30日付け消防広第150号「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書について」及び平成30年8月13日付け消防広第259号「消防防災ヘリコプターの安全確保の再徹底及び「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書（平成30年3月）」等提言の取組の早期実施について」により、既に助言しているところです。

2人操縦体制については、機長に生じる不測の事態への備えは何よりも優先されるものであり、計器類の操作補助によって機長の負担を軽減することが可能となることから、その導入により運航の安全を確保していく必要があります。

また、部隊内における意思疎通やチームワーク向上のため、2人操縦体制の導入に合わせてCRMを積極的に取り入れていく必要があります。

ついては、貴職におかれましては、日頃より安全運航に努めていただいているところですが、消防防災ヘリコプターの更なる安全性の確保のため、下記のとおり取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 2人操縦体制の計画的導入について

- (1) 1人操縦体制の運航団体は、2人操縦体制（熟練した操縦士による2人操縦体制又はOJTを活用した2人操縦体制）の導入に計画的に取り組むこととして、速やかに検討を開始すること。
- (2) 1人操縦体制の運航団体は、2人操縦体制の導入に向けた取組の内容、時期等を記載した「導入に向けた想定スケジュール」を取りまとめ、消防庁広域応援室長宛て提出すること。

ア 記載内容

- (ア) 運航受託企業との検討状況
 - 操縦士の現状、OJT対象者の現状、操縦士確保の見通し等
 - (イ) 運航団体における導入に向けた想定スケジュール
 - 2人操縦体制の導入に向けた運航団体における意思決定、予算確保、運航受託企業との契約事務等の想定スケジュール及び2人操縦体制の開始時期
 - (ウ) 運航受託企業における導入に向けた想定スケジュール
 - 操縦士の確保・養成、運航準備等(操縦手順の作成、CRM訓練の実施等)の想定スケジュール
 - (エ) その他2人操縦体制の導入に向けた課題
- イ 提出期限等
- (ア) 平成31年1月25日(金)までに、下記担当者宛てメール送信してください。
 - (イ) 記載要領等については、別途連絡します。

2 CRMの導入について

- (1) 2人操縦体制による運航においては、機長及び副操縦士間のCRMが必要不可欠であることから、各運航団体は、運航受託企業のCRMの活用、民間のCRM研修会(日本航空機操縦士協会等)等の活用を行い、CRMを早期に導入すること。
- (2) 新たに2人操縦体制を導入する運航団体にあっては、導入時に機長及び副操縦士間のCRMの導入が完了しているようにすること。
- (3) 救助員等の搭乗者、地上の運航管理要員等を含めたCRMについても、可能な限り早期に導入を進めること。
- (4) 各運航団体は、CRMの導入に向けた取組の内容、時期等を記載した「導入に向けた想定スケジュール」を取りまとめ、消防庁広域応援室長宛て提出すること。なお、提出期限等については、1(2)イのとおりとします。

3 地方財政措置について

消防庁では、2人操縦体制の導入、操縦士のOJT及び自主養成に要する経費について、平成31年度からの地方財政措置の拡充を検討しており、改めて連絡します。

4 今後の消防庁の取組について

- (1) 2人操縦体制及びCRMの導入を含めた報告書提言事項については、消防防災ヘリコプターの運航に関する基準等として取りまとめ、可能な限り早期に、「消防組織法第37条に基づく助言」より高い規範力を持つ形式により、地方公

共団体に示すこととしていること。

- (2) 当該基準等については、2人操縦体制及びCRMの導入に必要な準備期間等を設定する予定としていること。
- (3) 提出された「導入に向けた想定スケジュール」について、消防防災ヘリコプターを運航する地方公共団体に対するヒアリング等を実施する予定であること。

【問合せ先】

消防庁広域応援室航空係 井本・殿谷・横山・佐藤
(電話) 03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537
(E-mail) t.imoto@soumu.go.jp

平成 31 年 3 月 11 日
消 防 厅

「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準の在り方に関する検討会」の開催

相次ぐ消防防災ヘリコプターの墜落事故を踏まえ、運航団体が消防防災ヘリコプターの安全性の向上に着実に取り組むため、「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準の在り方に関する検討会」を開催することとしましたので、お知らせします。

1 背景

消防庁では、消防防災ヘリコプターの運航の安全性確保のために、平成 29 年の長野県での事故後に設置した「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会」の報告書提言事項等への取組を、運航団体に対して求めてきましたが、取組を進める最中の昨年 8 月に群馬県での事故が発生しました。

これらの事故を踏まえ、消防庁では、運航団体が安全性の向上に着実に取り組むため、提言事項等を運航に関する基準として取りまとめ、助言より高い規範力を持つ形式で示すことを検討しています。

については、「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準の在り方に関する検討会」を開催し、基準に盛り込むべき事項とその内容等について検討することとしました。

2 主な検討項目

- (1) 提言事項等のうち基準に盛り込むべき事項と内容
- (2) その他

3 第 1 回検討会の日時及び場所

平成 31 年 3 月 14 日（木）14 時 00 分から 16 時 00 分
31Builege YAESU（サンイチビレッジ ヤエス）
東京都中央区八重洲二丁目 7 番 2 号
八重洲三井ビルディング 3 階 会議室 D

4 委員

別紙のとおりです。



【連絡先】

消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室
担当：井本専門官、殿谷係長、横山事務官、佐藤事務官
TEL : 03-5253-7527（直通）
FAX : 03-5253-7537

消防防災ヘリコプターの運航に関する基準の在り方に関する検討会

委員名簿

(敬称略・五十音順)

【座 長】

小 林 恭 一 東京理科大学 総合研究院 教授

【委 員】

(学識経験者)

小 林 啓 二 宇宙航空研究開発機構 航空技術部門 主任研究開発員
平 本 隆 帝京大学 理工学部 航空宇宙工学科 教授

(事業者)

真 木 賢 一 中日本航空株式会社 航空事業本部 ヘリコプター運航部長
安 原 達 二 朝日航洋株式会社 東日本航空支社運航部 運航部長

(運航団体)

井 上 久 德 大阪市消防局 警防部 警防課 航空隊長
大 町 正 人 宮城県 防災航空隊 航空隊長
萱 津 雅 弘 東京消防庁 装備部 航空隊 参事兼航空隊長
佐 藤 章 仁 徳島県 危機管理部 消防保安課長
白 石 暢 彦 静岡県 危機管理部部長代理兼危機管理監代理
鈴 木 徳 義 岐阜県 防災航空隊 航空安全管理監
成 田 清 鹿児島県 危機管理局 消防保安課長
広 瀬 優 富山県 消防防災航空隊 航空隊長

【事務局】

消防庁 国民保護・防災部 防災課 広域応援室

消防団の現状①

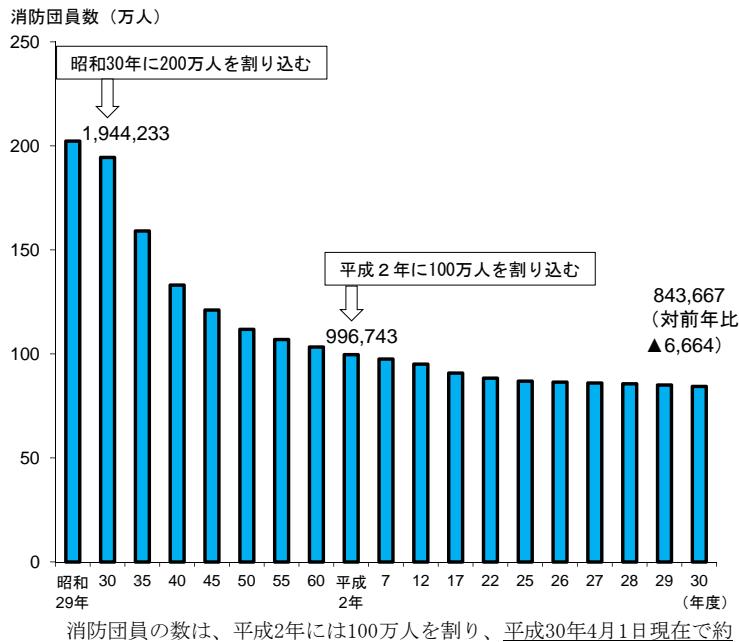
◆消防団の特質

- 消防組織法第9条～消防機関として常備消防機関と消防団(非常備消防機関)の2種類
- 団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員(一方で、ボランティアとしての性格も有する)
- 地域における消防防災の中核的存在(要員動員力・地域密着性・即時対応力)

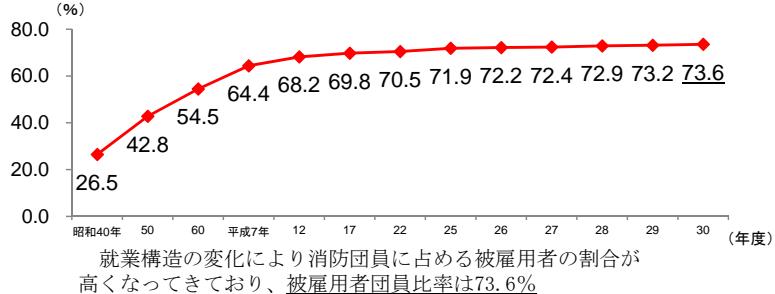
1 消防団・消防団員の現況(平成30年4月1日現在)

○消防団数:2,209団(全国すべての市町村に設置) ○消防分団数:22,422分団 ○消防団員数:843,667人(前年度より6,664人減少)

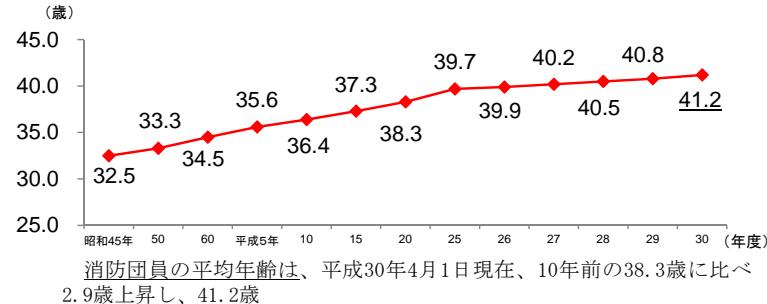
2 消防団員数の推移



3 被雇用者団員比率の推移

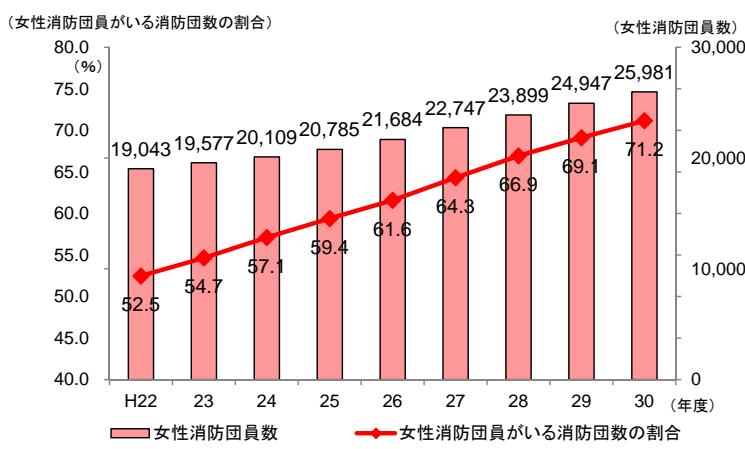


4 平均年齢の推移



消防団の現状②

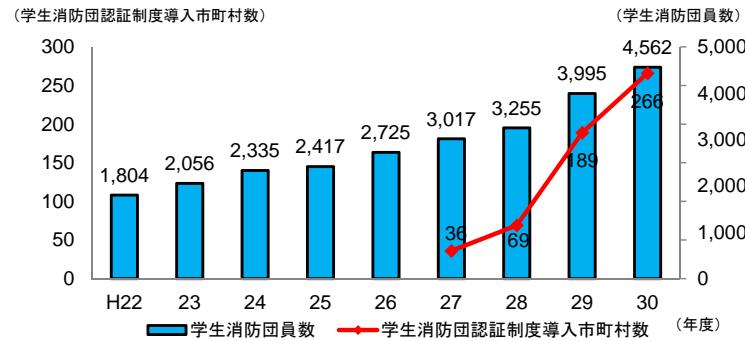
5 女性消防団員数の推移



7 機能別団員数の推移



6 学生消防団員数の推移



8 職業構成及び就業形態の状況

	被雇用者	学生			自営業 その他
		公務員	特殊法人 (農協・公社等)	日本郵政	
H29団員数(人)	622,637	67,308	30,629	6,742	3,995
H30団員数(人)	621,290	68,477	30,103	6,651	4,562
構成割合	73.6%	8.1%	3.6%	0.8%	25.8%

「大規模災害団員」の概要

<基本的な考え方>

- 「大規模災害団員」は、特定の役割・活動をあらかじめ限定して従事する機能別団員の一つ。
- 「大規模災害団員」は、大規模災害時に新たに業務が発生したり、人員不足となる場合に限り出動。

(例) 災害種別毎の出動例 風水害：被害が広範囲に及び避難勧告の発令や避難所開設等が必要な場合 等
地震・津波：震度5強以上、津波警報が発表された場合、避難所開設が必要な場合 等

※ 平成30年4月1日現在で33市町村が導入済。

※以下はあくまで一例であり、地域によって運用が異なり得ることに留意。

<活動内容（例）>

【例1】

大規模災害に新たに発生する活動等



大規模災害時に新たに発生する活動、人員不足となる活動

- ・災害情報の収集、報告、住民への伝達
- ・避難誘導・安否確認
- ・避難所運営支援

通常の消防団活動

- ・消火活動
- ・救助活動
- ・警戒活動等

※基本団員が中心となって担当

【例2】

事業所等で所有する資機材を活用した活動



大規模災害時に必要な活動

- ・重機を活用した啓開活動
- ・ドローンやバイクを活用した情報収集活動
- ・水上バイクを活用した水難救助活動

<待遇等>

	「大規模災害団員」	(参考) 基本団員
活動場面	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害 ・大規模災害を想定した訓練 ・地域の防災訓練 <p>※式典等には必要に応じて参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害 ・大規模災害を想定した訓練 ・地域の防災訓練 ・火災、風水害 ・操法訓練 ・救助訓練・ポンプ等点検 ・救命講習会等の研修 ・普及・啓発（火災予防運動、年末警戒） ・式典等（操法大会、出初式、祭り警備等）
報酬・手当	<ul style="list-style-type: none"> ・年額報酬： ・出動手当： 	<ul style="list-style-type: none"> ・年額報酬：条例により規定 (交付税措置 36,500円/人/年) ・出動手当：条例により規定 (交付税措置 7,000円/回)
退職報償金	<ul style="list-style-type: none"> ・条例で退職報償金なしとすること可 	<ul style="list-style-type: none"> ・階級別、勤務年数別に、条例で規定され支給される (消防基金への掛金 19,200円/人/年)
公務災害補償	<ul style="list-style-type: none"> ・公務災害補償の対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・公務災害補償の対象 (消防基金への掛金1,900円/人/年)

<想定されるなり手（例）>

消防職員OB・消防団員OB、自主防災組織等の構成員（※）、学生、事業所・団体等の従業員、特殊な資機材等を持つ事業所・団体等の関係者等
※ 自主防災組織等において防災活動を中心的に担う者が「大規模災害団員」として消防団との連絡調整等を実施。

消防団員の待遇（年額報酬及び出動手当について）

(1) 年額報酬及び出動手当

- 市町村は条例に基づき消防団員に対し、その労苦に報いるための報酬及び出動した場合の費用弁償としての出動手当を支給している。
- 支給額、支給方法は、地域事情により、必ずしも同一ではないものの、支給額の低い市町村においては、引上げ等を図る必要がある。

地方交付税算入額

- ・報酬(年額)36,500円(団員)
～82,500円(団長)
- ・出動手当(1回当たり)7,000円

	交付税単価	条例平均額(階級:団員)						
		年額報酬 (一般団員)	36,500円	29,707円 (H26)	30,201円 (H27)	30,355円 (H28)	30,473円 (H29)	30,648円 (H30)

- 条例で定める年額報酬（階級：団員）の状況は以下のとおり（なお、無報酬団体については、平成27年度中にすべて解消された。）

年額報酬（階級：団員）	市町村数	累計
1～10,000円未満	19 (1.1%)	19 (0.1%)
10,000～20,000円未満	371 (21.3%)	390 (22.4%)
20,000～30,000円未満	556 (32.0%)	946 (54.4%)
30,000～36,500円未満	317 (18.2%)	1,263 (72.7%)
36,500円以上	475 (27.3%)	1,738 (100%)

※市町村数については、日額制である3団体を除き、東京都特別区は23区で計上している。

地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

H31当初予算額

23.4億円

H30補正予算額

25.3億円

(a) 消防団の装備・訓練の充実強化

- ・災害現場の状況を速やかに把握するための資機材
(オフロードバイク、ドローン) や女性や学生でも扱いやすい
小型動力ポンプの無償貸付けを実施するとともに、消防団への
教育訓練を実施



○消防団の装備・訓練の充実強化 2.3億円(30年度 2.4億円)

- ・救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車の配備及び救助用資機材等に
係る補助金の創設により、消防団の装備や訓練を充実強化
 - 救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車の無償貸付 約8.9億円 ⑩約 17.9億円
 - 消防団設備整備費補助金【新規】 約 7.4億円 ⑩約 7.4億円

(b) 消防団への加入促進

- ・平成30年7月豪雨において消防団の活動の重要性が再認識されたことを踏まえ、消防団への加入を促進するため、ポスター、リーフレット及び雑誌・広告等を活用した広報活動を実施
 - 消防団加入促進広報の実施 0.7億円(30年度 0.6億円)
- ・事業所の従業員や学生の入団を促進するために、新規分団の設立や訓練に要する経費等を支援
 - 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.2億円(30年度 1.2億円)

(c) 自主防災組織等の充実強化

- ・自主防災組織等の災害対応能力を強化するため、
自主防災組織や消防団と地域の多様な組織との連携体制の構築を支援
 - 自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業 0.5億円(30年度 0.5億円)
 - 災害伝承10年プロジェクト 0.3億円(30年度 0.2億円)



消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）の概要

○補助金の趣旨

災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るため、消防団の配備が進んでいない救助用資機材等の整備を促進することを目的。緊急対策として、3年間に限り、臨時特例的に創設。

○補助率

1／3(地方負担分2／3に特別交付税措置(措置率0.8)を講じている)

○補助対象事業者

市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)

○補助対象設備：各市町村で、必要な資機材の種類、個数を選択可

①救急救助用資機材

自動体外式除細動器(AED)、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ

②携帶用無線機

トランシーバー(デジタル簡易無線機を含む。)

○政府予算額

⑩補正予算：7.4億円 ⑪当初予算：7.4億円

【補助対象資機材】：積算上の単価合計で約160万円



エンジンカッター
〔 約15万円 〕



チェーンソー
〔 約12万円 〕



油圧切断機
〔 約97万円 〕



AED
〔 約31万円 〕



ジャッキ
〔 約2万円 〕



トランシーバー
(デジタル簡易無線機を含む。)
〔 約3万円 〕

準中型免許の新設に係る対応について（消防団で使用する自動車関連）

1. 道路交通法改正概要

- 道路交通法の改正に伴い、平成29年3月12日から「準中型免許」（車両総重量3.5トン以上7.5トン未満）を新設。
- 平成29年3月12日以降に取得した普通免許で運転できる自動車は、車両総重量3.5トン未満となった。
※1 平成29年3月11日以前は、普通免許で、車両総重量5トン未満の自動車まで運転可能であった。
※2 平成29年3月11日以前に普通免許を取得していた者は、引き続き、車両総重量5トン未満の自動車を運転可能。

2. 今後の対応方針

(1) 消防団員の準中型免許の取得費用に対する公費助成制度の創設

- 消防団員の準中型免許の取得費用に対する公費助成制度を地方公共団体において創設すること。

➢ 平成30年度から、以下の経費について地方財政措置（特別交付税措置）を講じている。

概要：消防団員の準中型免許の取得に要する経費に対して市町村が助成した場合、

その助成額の1／2を特別交付税として措置する。

➢ 消防団員の準中型免許の取得費用に対する地方公共団体の公費助成制度の先行事例等を消防庁から周知。

【平成30年1月25日付け消防地第20号消防庁次長通知及び平成31年3月27日付け事務連絡参照】

(2) 軽量の消防車両の活用

- 必要とされる消防力等、地域の実情を十分に勘案した上で、消防団で所有する自動車を更新する機会等にあわせて、軽量の自動車（例えば、3.5トン未満の小型動力ポンプ積載車等）を活用することを検討すること。

【平成30年1月25日付け消防地第20号消防庁次長通知及び平成31年1月25日付け事務連絡参照】

(3) 自動車教習所等における周知

- 消防庁と警察庁が連携し、普通免許を有していないなくても準中型免許を取得することが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に周知することとしている。

（参考）道路交通法改正の概要（平成29年3月12日から施行）

18歳から取得可能な免許 準中型免許の新設

1. 準中型免許の新設

準中型免許では、車両総重量7.5トン未満（最大積載量4.5トン未満）の自動車を運転できます（普通自動車も運転できます）。普通免許で運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満（最大積載量2トン未満）となります。

2. 準中型免許の受験資格・教習日数

準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。教習では、最短17日で取得可能です。
※普通免許は最短15日

3. 準中型免許に係る初心運転者期間制度

初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには1年間初心者マークを付けなければなりません。

4. すでに普通免許を保有している方は

引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することができます。さらに限定解除審査（※）に合格すれば車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。
※審査は、指定自動車教習所で最低4時間の教習等を受けた上で審査又は免許試験場での技能審査等のいずれかになります。

■免許の区分、受験資格等の改正概要について

車両総重量	5トン	7.5トン	11トン
最大積載量	3トン	6.5トン	

普通自動車

普通免許

18歳以上

中型自動車

中型免許

20歳以上 普通免許等保有2年

大型自動車

大型免許

21歳以上 普通免許等保有3年

改正前

車両総重量	3.5トン	7.5トン	11トン
最大積載量	2トン	4.5トン	6.5トン

普通自動車

普通免許

18歳以上

準中型自動車

準中型免許

18歳以上

中型自動車

中型免許

20歳以上 普通免許等保有2年

大型自動車

大型免許

21歳以上 普通免許等保有3年

改正後



（警察庁ホームページより）

災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策

概要: 地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の非常用電源の確保並びに耐震化に関する緊急対策を実施する。

府省庁名: 総務省

非常用電源の確保

箇所: 140災対本部設置庁舎程度、
350消防庁舎程度

災害対策本部が設置される庁舎及び消防庁舎のうち、
非常用電源が未整備の施設
※なお、非常用電源が設置済みの庁舎においても、
72時間の稼働時間確保等を目指す。

期間: 2020年度まで

実施主体: 地方公共団体

内容: 災害対策本部設置
庁舎及び消防庁舎の
非常用電源の確保

達成目標:

地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び
消防庁舎における業務継続性を確保する
ために、非常用電源の確保を大幅に進捗



耐震化

箇所: 60災対本部設置庁舎程度、
490消防庁舎程度

災害対策本部が設置される庁舎であって耐震性がなく
耐震性のある代替庁舎の指定もなされていないもの及び
消防庁舎のうち耐震性がない施設

期間: 2020年度まで

実施主体: 地方公共団体

内容: 災害対策本部設置
庁舎及び消防庁舎
の耐震化

達成目標:

地方公共団体の災害
対策本部設置庁舎及び
消防庁舎における業務継続性を確保するため
に、耐震化に係る整備を大幅に進捗



緊急防災・減災事業債について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいくよう、平成30年度については5,000億円を計上

1. 対象事業 【地方単独事業(6)を除く】

(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備

- 防災拠点施設（地域防災センター等）
- 防災資機材等備蓄施設、拠点避難地
- 非常用電源
- 津波避難タワー、活動火山対策避難施設等
- 避難路・避難階段
- 指定緊急避難場所や指定避難所において防災機能を強化するための施設
- 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi・バリアフリー化に係る施設等）
- 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設
- 緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等
- 消防団の機能強化を図るための施設・設備
- 消防水利施設
- 初期消火資機材

(2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築

- 防災行政無線のデジタル化
- 全国瞬時警報システム（J－ALERT）の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化
- 高機能消防指令センター（デジタル化に伴い整備するもの等）
- 防災情報システム、衛星通信ネットワークシステム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設
- 災害時オペレーションシステム

(3) 津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設

- 津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、必要な防災対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転

(4) 消防広域化事業等

- 広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署所等の増改築等
- 上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備
- 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築
- 消防機関間の柔軟な連携・協力（共同化）に伴う高機能消防指令センターの整備

(5) 地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化

- 指定避難所とされている公共施設及び公用施設
- 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設
- 不特定多数の者が利用する公共施設
- 社会福祉事業の用に供する公共施設
- 幼稚園等

※消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象

(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金（※）の交付を受けて実施する(1)～(5)の事業

（※）防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金

2. 財政措置

- （1）地方債の充当率 100%
- （2）交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成29年度から平成32年度（東日本大震災に係る復興・創生期間まで継続）



防災情報伝達手段の多重化・多様化に係る地方財政措置の拡充

防災行政無線の戸別受信機等の地方財政措置

整備するもの	該当する地方財政措置	
市町村防災行政無線(同報系)の戸別受信機	親局等と戸別受信機等を 一体で整備する場合	戸別受信機等を 貸与により単独で配備する場合
戸別受信機と同等の機能を有するその他の装置 (以下のものが該当) ・FM放送の自動起動ラジオ ・MCA陸上移動通信システムの屋内受信機 ・市町村デジタル移動通信システムの屋内受信機 ・280MHz帯電気通信業務用ページヤーの屋内受信機 ・V-Lowマルチメディア放送の屋内受信機	緊急防災・減災事業債 (下記1参照)	特別交付税措置 【有償貸与による配備は新規】 (下記2参照)
	緊急防災・減災事業債 (下記1参照)	特別交付税措置 【有償貸与による配備は新規】 (下記2参照)

携帯電話網等を活用した情報伝達手段の地方財政措置

携帯電話網等を活用した情報伝達手段	該当する地方財政措置		
	庁舎側のサーバー等を 新規整備する場合 (一体で個別端末を整備する場合 も含む)	庁舎側設備のソフト改修 を行う場合	個別端末を貸与により単 独で配備する場合
	緊急防災・減災事業債 (下記1参照)	特別交付税措置 【新規】 (下記2参照)	特別交付税措置 【新規】 (下記2参照)

1 緊急防災・減災事業債

- ・地方債の充当率：100%
- ・交付税措置：元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入
- ・事業年度：平成32年度まで

2 特別交付税措置

- ・措置率：70%
- ・戸別受信機等・個別端末の配備は貸与する場合に限る（譲渡は対象外）。
- ・有償貸与による配備の場合、住民負担分を除いた市町村の負担経費が特別交付税措置の対象となる。



防災行政無線の機能強化に関する地方財政措置の拡充

- アナログ方式の防災行政無線をデジタル化する場合のほか、既にデジタル化された防災行政無線を更新する場合であっても、住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化については、新たに緊急防災・減災事業債（※）の対象とする。

対象となる機能強化（屋外スピーカー）の例

音達を改善した屋外スピーカー

従来型スピーカーと比べて、距離による音の減衰等が少ない高性能スピーカー

従来型スピーカー → 高性能スピーカー

高性能スピーカー

視覚効果付き屋外スピーカー

■ パトライト付きスピーカー
放送を行う際にパトライトを点灯させることができるスピーカー

パトライト

屋外スピーカーの停電対策

■ バッテリー追加
バッテリーにより、停電時の使用可能時間を確保したスピーカー

バッテリー

■ 文字表示盤付きスピーカー
放送内容を視覚的にも伝達できる文字表示盤が付属したスピーカー

文字表示盤での表示

■ ソーラーパネル対応
バッテリーに充電できるソーラーパネルにより、停電時の使用可能時間を確保したスピーカー

ソーラーパネル

※ 緊急防災・減災事業債

- ・地方債の充当率：100%
- ・交付税措置：元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入
- ・事業年度：平成32年度まで

国民保護訓練について

国民保護訓練の必要性・重要性

- 国民保護訓練とは、武力攻撃事態や緊急対処事態における国民保護措置及び付随する活動を訓練するもの
- あってはならない、万が一の事態への対応能力向上のためには、訓練を着実に実施し、その教訓を積み重ねていくことが唯一の方策

訓練(国民保護法第42条)

指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない

(中略)

3 地方公共団体の長は、住民の避難に関する訓練を行うときは、当該地方公共団体の住民に対し、当該訓練への参加について協力を要請することができる

国民保護訓練の区分（共同訓練と単独訓練）

○ 共同訓練

- ・ 国と地方公共団体が共同で訓練を企画・準備・実施するもの
 - ・ 国民保護法 第168条第2項の規定に基づき、
訓練に係る費用（地方公共団体が支弁したもの）は国が負担
 - ・ 現在、図上訓練、実動訓練を年間 約30箇所で実施
- ※ 国重点訓練（内閣官房が重点的に訓練の企画・立案、シナリオの作成等を支援する形態）と
都道府県主導訓練（都道府県が主体となって訓練を準備し国が必要に応じて支援する形態）がある。
- ・ 平成28年から弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施
平成30年度まで25都道県29市区町で実施

国及び地方公共団体の費用の負担(国民保護法 第168条第2項)

第42条第1項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が地方公共団体の長等と共同して行う訓練に係る費用で第164条の規定により地方公共団体が支弁したものについては、政令で定めるものを除き、国が負担する。

○ 単独訓練

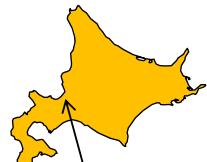
- ・ 国民保護訓練のうち、共同訓練を除いたもの

国民保護共同訓練(図上・実動)の実施状況

訓練実施回数(H31年度意向含む)

	団体数	都道府県
6回以上	15	岩手県、山形県、茨城県、東京都、神奈川県、富山県、福井県、静岡県、愛知県、大阪府、徳島県、愛媛県、福岡県、大分県、宮崎県
5回	4	福島県、三重県、滋賀県、熊本県
4回	19	北海道、青森県、秋田県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、兵庫県、奈良県、鳥取県、山口県、香川県、佐賀県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
3回	5	宮城県、群馬県、京都府、和歌山县、岡山县
2回	4	石川県、島根県、広島県、高知県

平成31年4月1日現在



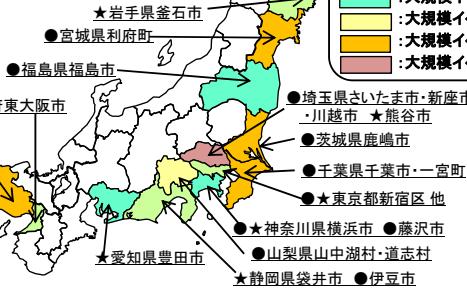
大規模イベント開催地(17都道府県)

- ★: ラグビーワールドカップ2019開催地
北海道、岩手県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県、熊本県、大分県
- : 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催地及び会場関連自治体
北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県

H27~H31訓練実施状況(予定含む)

単位:都道府県

4/17
5/17
1/17
6/17
1/17



近年の訓練実施状況(H31年度意向含む)

	団体数	都道府県
2年内に実施済	35	北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、山口県、徳島県、香川県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
2年未実施	6	青森県、埼玉県、岐阜県、鳥取県、高知県、長崎県
3年未実施	5	京都府、島根県、岡山县、広島県、愛媛県
4年未実施	1	佐賀県

- : 東京オリンピック・パラリンピック開催地及び会場関連自治体
は毎年、他の府県は概ね2年に1回を目標に国民保護共同訓練を実施するようお願いします。

外国への消防車両の寄贈について

国内で更新対象となった消防車両を開発途上国へ無償で寄贈する取組みは、これらの国々における消防力の向上に寄与するだけでなく、我が国からの目に見える国際協力として非常に有効。

また、日本の消防車両は高性能で耐久性があり、かつ、適正に維持管理されていることから故障が少ないため、相手国消防機関から高い評価。

これらのことと踏まえ、消防庁では、外国への消防車両の寄贈について、地方公共団体に対して協力を依頼するとともに、国際協力事業として外国へ消防車両の寄贈を行う場合の消防車両の不用後の処分方法について通知。

(平成26年10月1日付け消防参第216号、消防消第191号 各都道府県消防防災主管部長宛)

※ 地方公共団体や公益法人等が行う国際協力事業として外国へ消防車両の寄贈を行う場合は、不用車両の処分にあたり、抹消登録及び無線機の撤去のみを行うことで足りる。(車体の名称表示の消去及び赤色灯・サイレンの撤去は不要)

【寄贈実績】

(例) ベトナム社会主義共和国への消防車両寄贈 (平成31年1月)

- ベトナム社会主義共和国からの要請に応じ、日本消防協会を通じて水槽付き消防ポンプ車4台、消防ポンプ車6台の合計10台が寄贈された。
- 車両寄贈に併せて日本消防協会から3人、東京消防庁から2人が現地に派遣され、同国の消防吏員に対する技術指導が実施された。今回の人的派遣等の技術指導に係る経費にはODA資金(草の根・人間の安全保障無償資金協力)が活用されている。
- 寄贈式には、ベトナム公安省幹部や在ベトナム日本国(臨時)大使の出席の下、車両寄贈のセレモニーと技術援助の集大成として供与車両を使用した訓練披露も実施された。



日本消防協会国際部長から技術指導研修修了証の授与された研修生たち



訓練の様子(車両取扱い説明)